

第五十一回国会 参議院通信委員会會議録第二十二号

昭和四十一年五月三十一日(火曜日)

午前十一時開会

委員の異動

五月二十七日

辞任

森中 守義君

補欠選任

鈴木 強君

出席者は左のとおり。

委員長

野上 元君

○参考人の出席要求に関する件
○郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○連合審査会に関する件

理事

植竹 春彦君

委員

新谷寅三郎君

西村 尚治君

光村 基助君

小沢久太郎君

古池 信三君

追水 久常君

白井 勇君

寺尾 豊君

松平 勇雄君

谷村 貞治君

久保 等君

鈴木 強君

永岡 光治君

横川 正市君

鈴木 市藏君

郡 祐一君

郵政大臣

郵政事務次官

郵政大臣官房長

郵政省監査局長

郵政省郵務局長

郵政省人事局長

曾山 克巳君

事務局側
郵政省経理局長 浅野 賢澄君
常任委員会専門員 倉沢 岩雄君

参考人

郵政審議会委員

小笠原光寿君

本日の会議に付した案件

○委員長の異動
○委員長の(野上元君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

初めに、理事会の打ち合わせ事項について御報告いたします。

本日の委員会は、参考人の出席要求について御決定願った後、郵便法の一部を改正する法律案の審査を行なうことになりましたので、御了承願います。

○委員長(野上元君) 次に、委員の異動についてお知らせいたします。

五月二十七日、森中守義君が委員を辞任され、その補欠として鈴木強君が選任されました。

○委員長(野上元君) 参考人の出席要求に関する件についてお知らせいたします。

郵便法の一部を改正する法律案の審査のため、郵政審議会委員小笠原光寿君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(野上元君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

○委員長(野上元君) 郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鈴木強君 きょうは小笠原さんに、お忙しいところ、おいでいただいたわけですが、郵便法の一部改正法案——きょうは五月三十一日ですね、予定は七月一日から値上げを考えているようですね、いままで郵政審議会のほうからの御意見を承っておりませんので、きょうはおいでいただいたわけですね。

そこで最初に、小笠原さんに御質問する前に、大臣にひとつ、関係がありますので、お尋ねしたいのでございますが、先般の仲裁裁定が提示されました、政府はこれを受諾する、そして公労法に基づく手続を国会にとったわけですが、ところが、この郵便料金改正がこういふ状態でありまして、郵政省としての立場はよくわかります。そこで、一体、郵便事業の分だけの所要経費というのは幾らかかるのか、それをひとつお聞きしたい。

○国務大臣(郡祐一君) このたびの仲裁裁定によりまして百四十二億、そのうち、受託業務を除きまして固有業務が六十六億でございます。したがって、この六十六億の所要財源として、すみやかに郵便法の御可決を願って、そして四十一年度予算の執行が可能な状態に一刻もすみやかにまいりますことを切望しておる次第でございます。

○鈴木強君 この六十六億というの、今予算で承認をされております定員増がございまして、それを合せて四月一日からやった場合そうなる、そして仲裁裁定を受けてこの予算の算定にあたって、定期昇給あるいは基本給のベースアップですね、こういったものは六十六億のうちどうな

りますか。新規増員に伴うものが何ぼで、それから定期昇給の分と基本給のベースアップの分ですね、これをちょっとお知らせください。

○国務大臣(郡祐一君) 定昇分は予算に見ておりますし、そういたしますと、六十六億について、予備金及び節約によってその財源を捻出することが、関連法案が成立いたしますと可能な状態に相なるわけでありまして、数字につきましては、経理局長からお答えいたします。

○政府委員(浅野賢澄君) 郵政全部で、大臣から御説明申し上げましたように、郵便関係として負担いたしますのは六十六億でございます。そのうち、貯金から二十三億、それ以外に、郵便以外では受託業務で七十五億、全部で百四十二億であります。郵便の六十六億をもちまして一切のアップができることになっております。定昇分はこれは別でございますから、仲裁裁定の完全実施ができますわけでございます。

○鈴木強君 それから新規増員の分はどうなりますか。

○政府委員(浅野賢澄君) 入っております。

○鈴木強君 幾らですか。

ちよつと委員長、大臣が内閣委員会のほうですか、提案理由の説明をする予定があるようですか、そのことはちよつと保留しておいていただいて、ただ一つわれわれが心配するのは、もう少しこういう質問をしなければわかりませんが、結論として、もし郵便料金の法案が原案どおり通った場合には、いま国会に議決を求めているものは自然になくなっていくというか、なくなっていくのじゃないに、政府が撤回するというふうな措置になるのですか。

○国務大臣(郡祐一君) お答えいたしましたように、郵便法が成立いたしますれば、現在の予算で執行が可能になりますから、従来のように両院

にそのことを御通知申し上げるというよりな扱いにならうと思ひます。この扱いにつきましても、内閣官房において取り扱うことにいたします。

○鈴木強君 ところで小笠原さんのほうにお尋ねいたしたいのですが、大臣から郵政審議会に諮問をいたしましたのは四十年、昨年の八月の三十日だと思ひますが、その際、諮問をされた趣旨は、私たちが報告で聞いているわけですが、非常に抽象的で、郵政大臣諮問第六十号郵便事業財政の改善方策について諮問する、こういうことで非常に抽象的ですからお伺いしたいのですが、この際は、この文章、ここに書いてあります説明文以外のこととは全然その席上で大臣から触れられなかったでしょうか、何かこれ以外に補足的な説明が事務局が何かからありましたか。

○参考人(小笠原光壽君) ただいまの御質問は、八月三十日に郵政大臣から郵政審議会に対して御諮問のありましたその当時のことについての御質問でございますか。それとも、郵政審議会、あるいは郵政審議会が郵便事業経営問題特別委員会というのを編成して具体的に審議いたしましたわけでございますが、その全体の期間を通じての御質問でございますか。

○鈴木強君 それも後ほどお尋ねをしたかったのですが、特別委員会を設置しましたですね、これを設置して審議を開始した日がよく私わかりませんから、その点を伺おうと思ひましたが、そうでなく、最初に郵政審議会に郵政大臣から諮問を受けたときには、ここに参考として載っております私どももいただきました十二月九日郵政省の——これは御存じですか、こういう十何行の横書きにしたものしかないのですから——これだけだったでしょうか。それとも、口頭によつてその補足的な説明がありましたでしょうか、そういうことを郵務局長が何かからありましたかということですね。

○参考人(小笠原光壽君) 初めて郵政大臣からこの諮問第六十号につきまして郵政審議会にお話がございましたときは、大体におきまして、ここに

いま鈴木委員がお示しになりましたこの書類に書いてあるところによつて御諮問がございました。特にこれにつけ加えてのお話としては、私はただいま記憶いたしております。

○鈴木強君 それから、この改善に対する特別委員会ですね、これをお持ちになったのはいつでございますか。そして、その際に、さらに本委員会のほうに付託されましたものについて補足的な説明は当然あったと思いますが、そういう点でございますか。

○参考人(小笠原光壽君) 郵政審議会に郵政大臣から諮問第六十号の御諮問がございましたのは、ただいまお話しのように、四十年の八月三十日でございます。それで、この日に郵政審議会という下げて検討いたしましたために、郵便事業経営問題特別委員会というのを、八月三十日に第一回を開催いたしました。そして委員長及び委員長代理の互選、常任幹事の指名、審議日程について協議いたしました次第でございます。その後ずっと十二月九日まで特別委員会を十三回にわたつて開催いたしました。最後の十二月九日の第十三回の郵便事業経営問題特別委員会におきまして、報告書案について審議決定いたしました。郵政審議会会長に報告いたしました次第でございます。

○鈴木強君 郵便事業経営問題特別委員会を設置され、八月三十日に第一回を開かれたように思ひますが、それで第二回の九月三日の日ですね、これは特に郵政省の説明を聴取されておると思ひますが、その際に、郵政省当局からは、どういふ御説明がございましたか、簡単でけっこうです。

○参考人(小笠原光壽君) 何ぶんにも、十数回にわたつて特別委員会を開催いたしておりますので、各回においてどういふような、どの説明がいつの委員会にであったかということは、ただいま明確に記憶いたしておりますけれども、第一回の委員会におきまして、郵政省の事務当局のお方から、大体最近の郵便事業財政の状態、そうして

また、それがどういふ原因でそういうふうになつたと考えられるのか、そういうふうな点についてまず御説明を承つたと思つております。

○鈴木強君 それでは、その際には、現在の郵便事業の現況はこうなつてゐる、したがつて、これに對して審議会としての再建築というか、克服策でですね、そういうものをひとつ忌憚なくやつてもらいたいというので、何らかのことはめられなかったか、その点はどうか、その点はどうか。

○参考人(小笠原光壽君) もちろん、この審議会の審議に關しましては、大体郵政大臣の御諮問の趣旨は、ここに書いてございますように、郵便事業財政の改善方策、あらゆる観点から問題を検討して十分にひとつ対策を申しますか、今後どういふようにやつていこうか、これを十分に検討してほしい、そういうふうな御趣旨でございます。それから、もちろん、事務当局のお方からの御説明につきましても、別段審議会の審議について特別な制約と申しますか、条件と申しますか、そういうものは何もございません。

○鈴木強君 たいへん立ち入つた御質問で恐縮に思ひますが、私は今回の郵政審議会の審議の経過から見まして、ちよつと納得できない点がありましたから、これから伺いたしたいのですが、それは四十年十一月二十七日に——これは二十九日ですか、ちよつとこれは——一応おたくの記録ですと、十一月二十九日になつておりますが、この第十回ですね、第十回の審議会の際、その前々日、政府が経済政策会議というものを開きました、これは自由民主党の幹事長も入つてゐるようですが、そして四月一日から郵便料金を上げたという考え方、これに對して十一月論が出、四月論が出、いろいろ論争があつたようですが、その結果、総理裁断という形において七月一日というところがきまつたと聞いておるわけですが、しかも、郵政当局から提示された引き上げのパーセンテージですね、おそろく三十数%だと思ひますが、これについては、現下の公共料金等の問題の点からしまして一〇%程度下げたかどうかというような意見も付加されましたと聞いてお

るわけですよ。決定は、直ちに二十九日の特別委員会のほうに報告をされ、報告されたいとか、大臣が出席してそういう趣旨の説明をされていと思ひますね。そして協力してもらいたいということだと思ひますね。ですから私は、当初郵政省が考えられた五カ年程度を見通した三六・八%ですか、四十年四月以降ですね、そういう原案というものがあつたと思ひますよ。ところが、それがあつた方、あとから聞きますが、三年間一千百億という収支不足になるという勘定をしまして、とりあえず三年間の基礎に立つた二八・八%というものを答申になつたわけですが、そういう、審議会に政府がみずから諮問をしておきながら、その結論が先先に政府の態度をきめてこれを、言い方が少し悪いですが、押しつけたようなかっこうになつてゐるわけですが、この点が私は、設置法第十九条で、九条によつて郵政審議会というものは法的に設置されている審議会です、しかも、その使命はちゃんと法律にも明記されてゐるわけですね。ですから、どうも少し今度の郵便料金の改正諮問については主客転倒してゐるのではないかと、気が私にはするわけですよ。そういう点について、もし審議会が不動の立場をおとりになるならば、政府が何と言おうと、一応審議会独自の立場に立つて御検討をいただき、その結果について御答申があつてしかるべきだと、こゝろ私は思ひます。が、どうもその辺は審議会のほうも、政府の方針がきまつちやつたものだから、どうもそれに合はざるを得ないやうな形で二九・五%というものをきめたんじゃないかというふうにおわれは思ひます。たいへん僭越なことを申し上げて恐縮ですが、われわれが一応常識的に考へてみると、少し審議会のばかにしたやり方を政府がしたのじゃないか、それに対してまた審議会も何かそれに乗つてしまつたんじゃないかという気がするわけですから、今後の審議会の権威をあらしめるためにも、はつきりする必要があると思ひます。私はちよつとよい機会

ですからお伺いしたかったわけですが。この点どうでしょう。

○参考人(小笠原光壽君) 郵政審議会の郵便事業経営問題特別委員会といたしましては、先ほど申し上げましたように、八月の三十日を第一回といたしまして、ただいま御質問に関係のございます十一月二十九日に第十回の特別委員会を開催いたしました。慎重に問題を検討いたしました次第でございます。その間、特別委員会といたしましては、この郵便料金のような公共料金の改定の問題を含んでくる問題でございますから、この料金をどうするかというのを考えるにあたりましては、これはもちろん非常に重要な問題でございますし、影響するところも少なくない、ちよいちよい料金を変更するということとは適当でないという考え方で、少なくとも五年くらいもつよりなものを考えるのが一応本筋ではないか、そういうふうな考え方が一つあったわけでございます。そういうわけで、私も審議を進めていきます過程におきましては、一応五年間もたせようとするれば、一体どうなるだろうかと検討いたしました。と同時に、私も特別委員としましては、当然これは何といたしまして、一般の業者の負担増ということになるわけでございますから、当然料金の値上げの幅をできるだけ低く抑えなければならぬ、これは当然そういうことも考えておいたわけでございます。そうこうしておりますうちに、国鉄の運賃改正の問題等も一般に話が出てまいりまして、そういうもの等も、要するに、問題の情勢の一つとして考慮に入れたわけでございますが、そういうようなところで五年もつよりにするのには、その当時の時点において問題を考えますと、特別委員としましては、ただいまお話しがありましたように、三六・八%でしたか、その程度の幅の料金値上げは避けられない。しかし、どうもそれでは、ただいま申し上げたように、もう一つの考え方である、できるだけこの際は値上げの幅を低くしたい——これは特別委員の皆さんがそういうふうに考えておりました。そういう点

から考えると、どうも五年もたせるといふのもちよつと無理だ、まず三年程度を考えてみようということになりまして、特別委員会としては、最終的に二九・五%でしたか、そういう料金の改正の案を郵政審議会に答申し、郵政審議会はこれを承認されたわけでございます。と同時に、実施の期日につきましては、これは、今回の改正はもちろん料金の改正でございますけれども、同時に、非常に重要な郵便物の種類の改正といふものを含んでおるわけでございます。これは郵便事業の近代化を目的にいたしました一つの重要施策と考えておりまして、これまでの郵便物とだいぶ変わった種類になって、また、郵便物の規格につきましても、新しく郵政審議会が従来から大臣に、郵便事業近代化に関する答申の中に含まれておりますように、郵便物の規格を変更すると、そういうことも考慮に入れてございました。そういうふうなことを一般の利用者に周知するには、これは相当のやはり期間を要する、少なくとも二、三ヶ月は——二、三ヶ月でも十分とは言われませんが、少なくとも二、三ヶ月は十分、国民の利用者の一般の方に了解していただく、その新しい体制で利用していただくということには、どうしても二、三ヶ月は最小限度必要であらうというふうな考えを持っておりました。それで、たまたま、いまお話しのように、十一月二十七日に、政府のほうでは七月一日から実施するということを経済政策会議でもって御決定になったと承りました。大体私どもの考え方と結果において一致したといったような状況になっておったわけでございます。値上げの幅につきましては、ただいま申し上げましたように、大体できるだけ低く抑えていきたいというところは、当然私も特別委員といたしまして考えておったわけでございます。

○鈴木強君 結果において一致した、こういうお話しなんです、それはまあ、あなたがそういうふうな言わざるを得ないから言っているのだと思いますが、やはり審議会の私は権威というものもあるでしようから、ですから、せつかくおやりになっている段階においては、やはり審議会にすべてをまかしてあるとすれば、その審議会が自主的に御検討なさった答申を待つということが、これは普通の場合筋でしょう。ただ、おそらく一方、政府としても、公共料金のいろいろな問題もある、あるわけですから、この答申をしておいて、まあずいと思つてやつたのだと思つたかと思つたか、率直に小笠原さんに伺いたいのです。やはりそういうことはいいでしようか。答申のさなかに、政府がある結論を下して、それを持つてくるということになりますと、どうなるか、政府がそういう方針をきめた以上は、審議会もそれに右へならえということにならざるを得ないことになるんじゃないですか。内容についてはこれから伺いますが、私は、委員会の性格にかんがみて、そういうやり方は、過去御苦労いたしてきていた審議会の委員さんにとつても、非常に不本意ではなかったか。願わくは、相当の期間を置いて、相当審議を尽くせるような形で審議をし、審議会の結論によつて政府がそれを御判断することは、政府の御方針でしようから、それはそれとしても、審議会としてそういう委員会の持ち方に対しての不満というものはないですか。

○参考人(小笠原光壽君) 審議会といたしましては、もちろん、ただいまお話しした御趣旨のように、できるだけ自主的な立場でもって今後すべての問題をそのつど審議できることがまことにけっこうなことだと思つております。先ほどちよつとつかかりして申し上げるのを落としましたけれども、実は、ただいまの経済政策会議の行なわれまう以前に、特別委員会の委員長から、それまでの特別委員会における審議会の状況、模様等について、郵政大臣に口頭で中間的な御報告をしたはずでございます。おそらくそういうことも考慮されたのじゃないかと思つたわけでも、それは私は存じません。

○鈴木強君 そこで、本論に入りますが、答申を拝見しまして、主文を流れている考え方は、す

でに小笠原さんから御説明がありましたように、もちろん、これはそう長い、十年も二十年も先を見通すことはとてもこれは不可能でしようが、できるだけ今後の見通しのつく限りにおけるところを判断してやろうと、こういう思想が流れていると思つた。ですから、わざわざ三年、五年というのが何か所も出てくるわけですが、そこで、当初五年を考えたが、いまのような、政府が先に態度をきめたといふのはけしからぬということもあつて、それに右へならえしなければならなかつたということだと思つたが、一方、予算案の審議を通じて、郵政大臣の意見も何つておりますが、大體郵政大臣は、この改正は五年ぐらゐは料金改正しなくて済むだろうという意見の表明が公式にあつたわけですが。そうしますと、郵政審議会は三年、二九・五%ということ、政府は、二八・八%といふものをおきめになつて提案されて、しかも、これは五年間は料金改正はだいいじょうぶだといふ発表ですね。ここに審議会の見通しと明らかに食い違ひがあるのです、これについてはどういふふうにお考えになっておりますか。

○参考人(小笠原光壽君) ただいま御質問にございましたように、確かに、郵便事業経営問題特別委員会といたしまして、また、その報告を受けた郵政審議会といたしまして、まあ三年もつことをめどにいたしました、改正料金の案を答申いたしましたわけでございますが、その三年間もつかもたないかということとその当時の審議におきまして判断いたしましたのは、その当時におけるもの、その情勢と申しますか、客観事情、そういうものを考慮に入れて答申いたしました。その当時の時点における判断といたしましては、まず三年程度ということと二九・五%の料金値上げ幅の案を答申したわけでございます。ただし、ただいまの御質問は、その後の政府の国会における御答弁のお話に及んでおりますが、それはもう私は郵政審議会あるいは特別委員会の審議当時と現在とでは情勢が変わつております。御承知のとおり、中期経済計画も現在は廃止されて新しい経済

政策、公債発行を中心とする新しい財政政策が展開されております。そういうことに変わって来たのじゃないかとそんなことをいいたしますが、少なくとも郵政審議会の特別委員会の審議の途中におきましては、時点におきましては、中期経済計画その他客観事情を考慮に入れて判断いたしましたわけでございます。

○鈴木強君 私が非常に奇々怪々に思うのは、おそらく郵政審議会もこの三年間に千億圓が収支の不足になるということ、あるいは五年間に二千五百億の赤字が出るということについて、皆さん方、全部の委員の方々がいろいろの角度からみずから調査されてはいたものではないかと思う。おそらく郵政当局の案を、いろいろのデータを出したものだと思ふんです。そこで、あなたのほうは三年間の場合で二九・五％というものを合算して、しかも、それは七月一日、その期日は一応合っているわけですが、ところが、今度二八・八％にいたしました。それでつじつまが合うということですからね、〇・七％でも私はやはり予算から見るとかなり問題があると思う。そういうことがどうもあまりよくわからないうちに変わってきまして、かなりルーズなものだなというふうな気がしてならないんです。あなたがいま御指摘になった、もしかりに中期経済計画というものがくずれて新経済政策というものが取り入れられるということを真剣に審議会がお考えになったすれば逆ですよ。これはあなたも御承知のとおり、当初政府が考えた中期経済計画というものは、三十九年から四十三年までを見まして八・一％と見ておいたわけなんです。ところが、これはやはり従来の高度経済成長政策がわれわれから見ると失敗をして、これに対して修正を加えなければならぬという時期に来まして、そこでやむを得ず、ことしの予算をこらになつてもおわかりのように、七・五％の成長率と見ております。だから、中期経済計画というものを想定したとすれば、むしろ八・一％という伸びで見るとすから、その経

済政策に伴って伸びていくわけです。したがって、逆に新しい経済政策によってそういうことがファクターになったとすれば、それは逆です。物は少なくなつてくるわけなんです。ますます二九・五％でもむしろ少くなるというのが逆におきるといふことは、理論の矛盾じゃないですか。あなた方が中期経済計画というものを踏まえてやつたこととすれば、これは私は、先般浦島委員が郵便料金の問題でたまにまあいだきまして、郵政審議会委員を兼ねておられますから伺いましたら、そういう経済政策は全然やっております。五％とか外国でも伸びておるのです、その数字の五％をとつてはいたのだということを言われましてから、それはあなた、郵政審議会として怠慢じゃなかったんですかと、少なくとも、これからの経済政策がどういふカーブを切つて、どういふかというところは、郵政審議会ではつきり見通しはつかないと思ふけれども、それを踏まえてなければ、これからの取り扱ひというものはどうなつていくかということもはじけないでしようし、それははじけなければ、一体収入は幾らになるか、支出は幾らになるかということもわからないでしよう。そんなばかなことは——しかし、やつてないということですから、質問ですから、私は一応そこでやめておいたんですが、しかし、お伺いすれば、やはり経済政策というものを十分頭に置いてやられたということになれば、私はなお矛盾が出てくるんです。そういうことを平気でやりになつて、ここに答申がでましたも、なかなかわれわれとしては理解に苦しむものなんです。直接伺つたほうがいいと思ひまして伺うんですが、どうもそこら辺がつじつまが合わないんじゃないですか、どうでしょう。

○参考人(小笠原光君) 私ども、この特別委員会ではこの郵便事業財政の問題を検討いたしましたときは、もちろん、私どもの力の及ぶ範囲において、できるだけあらゆる角度から問題を検討いたしました次第でございます。ただいま何か浦島さんが中期経済計画のことは何も考えなかったと言われ

たやにいまお話を伺いましたけれども、たとえば今後の、先ほど申し上げましたように、三年なり五カ年間の今後の郵便事業の支出、そういうものを考えます場合には、もちろん一番重要な人件費の増加という問題もございますし、また、物件費の若干の値上がりということもございしますが、そういうものは、要するに、中期経済計画の計画されておるところを取り入れて、考慮に入れたら、そうして今後五カ年間の支出増というものを見込んだわけでございます。全然中期計画を考慮に入れたわけではないわけではございません。ただ、いまお話し、今後郵便物がどういふふうにあつていくかという点につきましては、これももちろん、長い目で見ますれば、当然郵便の物数というものは、経済なり文化なりの進歩発展に伴つて郵便物というものはふえていくものと、こう考へて差しつかえないと思ふんでござい

ます。したがって、そういう意味においては、長期的な観点からすれば、政府が立てて実行されるいろいろな経済政策、そういうたやうなものの数字というものは当然考慮に入れられるべきものと思ひますが、しかし、それにいたしましたとしても、そういう数字と比例して逐年物数が変わつていく、その数字に比例するとは、過去の実績から考へまして、必ずしも言えないわけでは、ことに期間を短くとつてみますと、そういう経済の成長率の実績と郵便物数の変動、増減の状態を實際、数字でもつて比較してみますと、それは決して正比例はいたしておりません。ですから、短期間で見るとは相当問題があるわけですが、長い期間で見るとは、それは確かに重要なファクターになるというふうに考へるわけでございます。そこで、今回の物数の想定につきましても、もちろん、当局側から具体的資料を出していただきまして、日本におけるこれまでの郵便物数のふえ方、また最近の状態、それからまた、欧米諸国における郵便物の増減の趨勢、そういうたやうなものも考慮に入れてやつたわけでございますが、もとより、私どもと言へば語弊があるかもしれませ

ん。しかし、たぶんそうであらうと想像いたします。私自身そんなでございしますが、当然中期経済計画では八・一％という伸び率を計画されておることは、前からすでに解説書で勉強いたしまして承知いたしております。過去における状況から見ますと、おおよそ経済成長の実績の年率成長率に比較しまして、郵便物数の増加の状況は、おおむね大体六、七〇％くらいのような状況で来ております。もちろん、ただいま申し上げたように、これが三年とか、五年とか、短い期間になりますと、必ずしもその数字をそのまま当てはめて考へるわけにはいかない。むしろ、これまでの郵便物の増加の趨勢、最近の情勢、そういうたやうなものは特に重要なファクターになるものと思へております。そういうような観点から、事務局から提出していただきました資料をもとにして検討し、この答申案をつくつたわけでありま

す。○鈴木強君 ちょっと小笠原さん誤解されていると思ひますが、中期経済計画を私は基礎にしたかどうかということとじゃなくて、これは従来の高度成長政策が三十八年まで続きましたね、三十九年から政府がこの成長率でいったらたいへんだというので、これは景気調整しました、ですから、当然中期経済計画がくずれているのです。だから、いまあなた方が審議されているときには、これは基礎にはならぬわけですから、したがって、中期経済計画というものが当然出ておらぬ。いまここで国会でもいろいろやるが、われわれが予算委員会を通じて、経済企画庁長官にも早期に提出をするようにお願いしてあります、おそろく早くこの秋、そこでやむを得ず、大体四十一年といふのは暫定的に七・五％というのを考へて、四十一年度予算は成長率の七・五％と、こう組んであるわけですから、皆さんは政府の方針によらざるを得なかったとすれば、八・一％じゃなくて、七・五％に——いすれにしても、私の聞きたかったのは、政府のそういう経済政策というものを考へてこの答申案はつくつたのですかと聞いたのですが、その点はやらぬというものですから、その

点を取り上げて、私はもう一回念を押したわけですね。

そこで、経済政策と郵便物がどういふふうに関係を持つたかという事は、これは過去の統計その他から見なければならぬと思います。皆さんの答申しておるのも、たとえば一種、二種などは昭和二十六年十一月に改正して以来、三十六年の改正でも見送り、十年間の間現行料金で十円、五円できたわけでしょう。これをあなた方は比較的長期にわたって料金を安定させたのは、過去数年間における郵便料ないし収入増加の率がきわめて高かったためである、こういうふうな抽象的に説明をし、いまのお話のように、ここに書いてあります、大体六割ないし七割これから考えるのだということを言っておられるわけですね。ですから、一種、二種はまだ黒字だと聞いております、原価計算してみますとね。後ほど何う第三種その他の問題について、あるいはもっと郵政事業というよりも、公共性と採算性をどういふふうにしていくかということですね、基本的な問題もあると思いますが、ですから、私はあなたの言われたように、経済政策に郵便物というのがどういふふうにかマツチして増加していくかということ、ただ単に郵便事業だけの視野に立ってはいかぬと思います。扱い数がふえないのは、電話が全国ダイヤルになって、速達で出した郵便物が電話でほとんど用が足りてしまうということによって、郵便物が電話の需要によって一部取られてしまうということもあるでしょう。また、あるところでは郵便物がたまたましておかれているから、私設の郵便屋さんができて郵便の御用承りをやっているところもあるのです。こういうふうな事態が新潟県にありまして、私は現地調査をしでもらいました、監察局長から報告を受けましたけれども、そういうことがあるわけですから、ですから、もっと客観的ないろいろな経済発展に伴う日本の経済構造なり産業構造というものを十分把握していきまないと、従来のデータだけによってパーセンテージを見るということは無理だと思ふのです。その後、

電電公社の即時ダイヤル方式というのが急ピッチで進んでいますから、そういうことの影響が全然ないとは言切れないでしょう。そういうたのめを考えた場合、二九・五％で七月からいつてほしい、こういう結論を出されたと思うのです。だから、そういう結論を出すにあたって、たとえば三カ年間に於ける収入は四千百億になり、支出が五千二百億になる、しかも、口をあけると、郵政事業は人件費で取られている、人件費で取られていると言、従業員の待遇をよくするから料金上げなければならぬということを口ぐせのよう

に言うわけですね。それは事業の特質上、幾ら合理化、機械化したとしても限りがあるわけですから、それを急速に人を減らすような、電電公社の電話のように機械が仕事をするということは、これは根本からできない仕事ですから、要するに、人員を確保し、その人たちの待遇をよくしていかなければ人も集まらない、人件費の上がるのは当然でしょう。ですから、何かそういうところにウエイトを置きますと、聞くほうからすると、非常に耳ざわりになる点もあるわけですね。したがって、これを私は伺いたいのですが、四千百億の収入ですね、支出五千二百億、三年間に、一体どういふ根拠でやられたのか示していただきたい。それから特に支出の五千二百億については、人件費が多い多いというのですから、一体、人件費はどの程度組んであるのか、そうしてまた、この間において皆さんが算定をした年率の物数の伸びによつて、郵便事業というものは何人一人をふやしたらいいのか、そういう基礎資料によつてはじかれた数字だと思ふます。そうしませんが、収入支出がはつきりわれわれにわかりませんと、なかなか二九・五％でいいの、二八・八％でいいの、もっと低くていいの、よくわからないのです、それが審議会の大事な使命ではないかと思ふますので、まあ、いまその点私は伺いたかったのですけれども、どうでしょう、収入支出の根拠というものは明確になっていると思ふますから、答申の中にありますように。ですから、それ

はそれとして、とりあえず支出の中で人件費ですね、五年間に何名の人をふやして、ベースアップは一体どうなっていくのか、人件費、人件費と言いますが、この人件費は一体どういふふうにして算定されているか、その点ひとつ教えてもらえませんか。

○参考人(小笠原光壽君) 特別委員会の審議の過程におきましては、ただいま鈴木委員のお話になりましたように、かりに、支出の問題につきましても、十分内容的に事務局の提出されました資料をもとにいたしましていろいろ審議し、加除訂正をいたしました、それで最終的な結論に到達したわけでございます。実は私、ただいまそういうこまかい御質問があるとは予想しなかつたものですから、資料を持っておりませんが、これは事務局でお持ちの資料というものは、たぶん特別委員会、郵政審議会で検討されたものをお持ちになつていらっしゃるのですが、私はちよつといふそういうこまかい資料を持っておりませんので、具体的にはお答えいたしかねますが、しかし、とにかく特別委員会でも内容的にそれぞれ検討いたしました、結論を出したわけでございます。

○鈴木強君 これはやはり利用者から見ても、幾ら上がるかという事は非常に問題なんです。われわれもかなり勉強させていただいてるのですけれども、さつき言つたように、どうも二九・五％七月から上げなければならぬ切れないという同じ郵政省のデータのようですから、そういうものを皆さんはとつて答申したと思うのです。ところが、一方では二八・八％でいけるのだ、こういう形で出てくるわけですね。ですから、その辺を国民もよくわからないし、われわれもよくわからないのです。ですから、ひとつわれわれは郵政審議会というものを信頼しているわけですから、その郵政審議会の皆さんが、一体歳入四千百億、歳出五千二百億という、そういう三カ年間に於ける収支の見積もりをお立てになつたわけですから、こういうふうにしてわれわれが第三者的に考えて、審議を一生懸命やつてみたけれども、こ

の数字は間違いないのだ、狂いがないのだというふうなもし御判定に立つたならば、そういうことをやはりあなたが言つておるうちに、できるだけ国民に周知をするということが必要じゃないでしょうか、何か公共料金がどんどん上がつて非常に迷惑するのは利用者ですから。しかしまた、一面、独立採算制を堅持するという立場に立てば、また考えなければならぬ大事な経営の基本でございますから、それもまた当然やはり考えなければならぬことであつて、その点を国民がどう受けとめるかということが、これに対する協力体制をどうするかというところに通ずると思ふますので、私はむしろ、これしかないと思ふますね。端的に言へば根拠はこなんですから。その根拠は、小笠原さん、たいへん部内でもお仕事に精通されて御経験お持ちのようですから、まあひとつさくばらん

に、これは通信委員会ですから伺いたいと思つたので、当然そういうことはおわかりだと思つたのですが、それがわからなければ、もうすべてがうまくなぬのですから。まあ、しかし、これはいま持つてこれられないということになると、お聞きしてなんでもしょうから、また後ほどでも機会を見てお尋ねすることにしよう、この点は。それから、いまこの経済政策がまだ不安定でございまして、とりあえず四十一年度七・五％の成長率を見込んで予算を組んでおりますが、新経済政策がこの秋に確定をすると思ふます。したがって、それが現在の七・五％より上にいくのか下にいくのかということもよくわかりませんが、かりに上向いた場合は、ある程度私は何と言つても、経済活動が活発になれば、それに伴つて扱いというものはふえてくると思ふのです。ですから、これには、不況になつたから、むしろ宣伝で郵便を使つてやろうという人もおるかもしれませんが、大体常識的に考えれば、経済の動向といふものに支配されると見なければならぬので、私が心配するのは、特に、大臣は五年間とおっしゃる。審議会は三年間ということを基礎にしてはじいた数字、しかも、そのはじいた数字よりも

もつと低いもので五年間よろしいという発言もあるわけですから、今後新経済政策というものが七・五%より下回った場合、景気調整がうまくいかなくて、その場合にも、一般常識的に言つて、その扱いというものは多少減るのじゃないかという心配も出てくるわけです。その辺はこれからのことですから、非常にフアクターとしてとる場合にはむずかしいかと思ひますけれども、そういうふうな今後の見通される情勢というものの判断はなかなかむずかしいと思ひます。したがつて、その変動によつては、やはり三年間と皆さんが算定したものが、考えたものが、あるいは二年九カ月たつたらまた赤字になつてくるようなことがあるかもしれない。そういうふうな懸念が経済政策の今後の動向によつて起きてくるということはあり得るのではしょう。

○参考人(小笠原光壽君) それはもちろん、今後の政府の経済政策並びにその運用のいかん、それによる経済の実勢の変化、そういうふうなものが郵便物数の想定に影響があるだろうということ、私は、私も同感でございます。ただ、それがどうなるかということは、ただいまちょっと何ともお答えいたしかねるわけでございます。

○鈴木強君 時間もあまりないようですから、はしょつてもう一つお尋ねしておきたいと思ひますが、皆さんが御答申になつた骨子というのは、現状の郵便事業の実態を分析され、さらに、今後の一応の見通しを立てられて、こうしたら改善できるという判断だと思ひます。その中に、いまお話にもありましたように、すでに答申の出されております、これは三十九年十一月、郵政審議会から「郵政事業近代化に関する答申」というものが出ておられて、これを今回の改正では率直に受け入れておる部分もあるわけでありまして、この点はわれわれとしても非常に敬意を表してるところなんです。ございますが、しかし、扱い方が非常になまぬるいように思ひます。一面、これは後ほど私は郵政当局にはあらためて伺ひますが、そこで、皆さんが、三十九年十一月に答申を出され

て、法律改正ないしは規則、規程、こういうたものを修正し、改正してやらなければならぬ部門もあるでしようし、また、予算を伴う部門もあるでしようし、いろいろあると思ひますが、大まかに言つて、答申を出されて今日まで、皆さんのこの審議会の趣旨に沿つて、やることはびしびしとやつてきたというふうに御判断が持たれるのでございませうか。

○参考人(小笠原光壽君) 郵政御当局では、私も郵政審議会の答申に対して、十分慎重に御検討くださり、また、その重要な点について、もちろん尊重して下さつておられるように私は承知いたしております。今回の郵便法の改正案におきまして、私も一昨年、三十九年の十一月十七日に郵政審議会から郵政大臣に答申申し上げました内容の中の、きわめて重要な近代化の具体策としての種類体系の整備、制度の合理化といつたような問題、それから送達速度の安定と翌日配達の達成、これはもちろん、法律の表面には出てくるわけではございませんが、結局、この料金問題に関連して、支出経費、その中にこういうことのために必要な経費が盛り込まれていて、また、局内作業の機械化の問題につきましても、目下鋭意研究をして下さつておられるようでございます。それから郵便物の規格化、これは今度の法律の改正案に明確に出ております。郵便番号制度の採用につきましても、御当局では目下鋭意これを実施に移すように御研究いただいておるうちに承知いたしております。その他のことにつきましても、たいへん郵政御当局では、審議会の答申の内容を尊重して下さつて、逐次実行に移して下さつておられるものと私は承知いたしております。

○鈴木強君 ちょっと前後して恐縮ですが、事業の収支の問題と関連があるものですから、ちよつとここで、さつき申し上げたように、一種、二種は黒字だと聞いておりますが、現在、原価計算した場合はですね。そこで、第三種はかなりの赤字を出していると思ひます。この点について答申を見

ますと、「第三種郵便物については、一般郵便利用者の負担においてこれを特に低料とすることにつき従来から問題があつた」、要するに、これは政策料金といひますか、公共料金であり、特に政府としては政策料金として安くしてきておるわけですね。そこを言つたのだと思ひますが、そこで、本審議会は、定期刊行物の購読者の負担の軽減をはかることに文化政策的意義を十分に認めるものであるが、かかる政策的考慮は、一般会計からの繰り入れなどの方法によるのが適當ではないかと検討した。しかし、従来の経緯等も考慮して、結論として、一般利用者に負担をかけないために、限界費用に近い額をもつてその料金とするところが適當であると判断した。よつて、従来月三回以上発行のものとその他と分けておりましたものを、今度は週三回以上の発行のものと、月三回以上発行のものと、その他と三つに分けて、それぞれ百グラムごとに五円、六円、十円としなさい、こういうふうな答申をされたけれども、この点については、政府側の議論を拝見しますと、従来のものと同じような区分によつて、毎週三回以上発行する新聞紙その他と分けて六円、三円、こういふふうな安い料金にされたのです。これは小笠原さん、どうでしようか、私たちもその趣旨はわかりますけれども、やはり限度があると思ひます。ですから、実際にかつた分というものはお出しただくというところは無理ではなからうが、もしそれがそういう利用者によつてかけることが非常でないという、もし特殊なケースであるならば、これはここにも論議されているように、ある一部分ですね、一般会計からさういふ分だけはいくら見てやるとか、さういふことになると思ひます。率直に言つて、ですから、皆さんがたいへん心配をして減価償却、原価計算等もされて、限界費用に近い額をというふうにおそらく言われたと思ひますが、さういふせつかくの苦心がここで今度またくずれてしまつて、五円、六円、十円が六円と三円ですか、さういふふうになつてしまつてゐるのです。この点はどう

もちよつと私は理解しにくいですね。この委員会でも非常に問題になりましたし、先般の参考人のときにもこれは問題になつた点ですが、さういふ機会に、審議会の皆さんから、この公共性と採算性ですね、この点について一体どういふふうにお考えになつておられるのか、そして公共性、採算性をどこに求めていこうとしてゐるのか、これは赤字経営はできませんから、収支ペイするといふのが独立採算のたてまえでさういふところだと思ひます。ですから、せめてさういふ点を理解されて、事業のマイナス面をカバーするものを、このようにほかの一種、二種は黒字であるといふものに対して、相當の値上げをして、そこからまた財源を求めてくるというふうなことは、あなたが言つてゐるうちに、一般利用者の負担をさらに増大していくということになりまして、非常に一種、二種を出さうとしてゐる人たちがすると、不満があるところだと思ひます。三種の赤字を一種、二種のわれわれにばね転嫁するからという意見も出てくるし、これは独立採算であるから、種別で収支をやるといふわけにはいきませんから、結局、黒字のところから赤字を見てやるというの、一つの方法ですから、私は根本的に否定はしませんよ、現実ですから。そのある程度の現実をわきまえてもらわないといふかぬじやないかと思ひます。ですから、この点に對しましては、もう少し強く審議会が出してもよかつたんじゃないかというくらいに、実は拝見しまして感じてゐるのです。実際に政府のおとりになつた措置については、不満足じやないですかね、小笠原さんから見たら。

○参考人(小笠原光壽君) 私の私見をいたしまして、また審議会の委員といたしまして、実は審議会の答申に書いてあります考案方に賛成なんでございます。実は、ただいまの第三種の郵便料金につきましては、ここに書いてございませうに、一般利用者に負担をかけないために、限界費用に近い額をもつてその料金を定めることが適

もちよつと私は理解しにくいですね。この委員会でも非常に問題になりましたし、先般の参考人のときにもこれは問題になつた点ですが、さういふ機会に、審議会の皆さんから、この公共性と採算性ですね、この点について一体どういふふうにお考えになつておられるのか、そして公共性、採算性をどこに求めていこうとしてゐるのか、これは赤字経営はできませんから、収支ペイするといふのが独立採算のたてまえでさういふところだと思ひます。ですから、せめてさういふ点を理解されて、事業のマイナス面をカバーするものを、このようにほかの一種、二種は黒字であるといふものに対して、相當の値上げをして、そこからまた財源を求めてくるというふうなことは、あなたが言つてゐるうちに、一般利用者の負担をさらに増大していくということになりまして、非常に一種、二種を出さうとしてゐる人たちがすると、不満があるところだと思ひます。三種の赤字を一種、二種のわれわれにばね転嫁するからという意見も出てくるし、これは独立採算であるから、種別で収支をやるといふわけにはいきませんから、結局、黒字のところから赤字を見てやるというの、一つの方法ですから、私は根本的に否定はしませんよ、現実ですから。そのある程度の現実をわきまえてもらわないといふかぬじやないかと思ひます。ですから、この点に對しましては、もう少し強く審議会が出してもよかつたんじゃないかというくらいに、実は拝見しまして感じてゐるのです。実際に政府のおとりになつた措置については、不満足じやないですかね、小笠原さんから見たら。

当であると書いてございますが、この限界費用というの、いわゆる学者の言われます直接費という意味でございます。第三種を扱うために特別によけいに要するだけの費用というものでございす。その程度のもは少なくとも第三種の郵便物の利用者に負担していただくのがいいんじゃないか、それまで他の通信利用者に負担をかけてしまふというの、多少行き過ぎじゃないかというふうに考えておるわけでございます。その点は、三十九年の郵便事業近代化に関する郵政審議会の答申におきまして、料金決定の基準の明確化というところでそういう趣旨のことがうたつてございす。まあ、そういうわけで、もちろん、お話のように、独立採算で考えておりますから、多少のものは、間接費はこれはまあ一般利用者が負担するとしても、直接費程度は第三種の利用者に負担してもらふというの、まあいいところじゃないかというふうに考えております。

○鈴木強君 ようわかりました。この点は私たちも全くそう思います。

その次に、ちょっと一つ伺つておきたいのは、小包の料金が前回の改正の際に政令事項になつたわけですね。これはいろいろ国会でも、予算委員会の際に政府の所信を伺いました。法律改正によつてやられたことですから、われわれもそのことについては言わないですが、ただ、実施の時期が一方は四月、一方は七月ということも、国民の側から見ると納得できないんじゃないかという点も指摘をしたのですが、これは前回の法律改正の際に政令事項になつておりますから、郵政省がおやりになることは、これはわれわれとしても何も言えないわけですけれども、したがって、今度また書留、速達とも、小包と同じように政令事項にしたらどうかという、法律改正の際に善処してもらいたいという趣旨の答申がございまして、これは公共料金というものの法定化、あるいは法定からはずすというところは、いろいろ問題になると思ひます。公共料金というの、やはり政府がコントロールできる唯一の料金ですから、特に

公共性の強い事業にそういう方法がとられていると思ひますので、これをもう少し簡単にはずされることについては、われわれとしては大いに異議があるわけでありまして、しかし、実際に郵政事業に深い経験を持たれておる委員の方々がいろいろな角度から御検討の結果、ここに郵便事業近代化の答申どおりに政令でやることにしたらどうかという趣旨の、特に答申の中に掲げておられますので、この点について少しわかりやすく説明をしてみたいと思ひますが。

○参考人(小笠原光壽君) 郵便の基本的料金につきましては、これはもちろん、一種ですとか二種ですとか、そういうものはいわゆる国の独占事業でありますから、この料金については当然法律でなければいけないことは申すまでもないことではあります。ただ、特殊扱い等の料金につきましては、これは強制するものではないから、あつたわけではありますから、その点から申しまして、法律でなければいけないとは必ずしも言われませんが、また、実際の社会のいろいろの経済条件の変化、そういうものに應じて弾力的に処理できるほうがむしろ適当ではないかという考え方でございます。もちろん、特殊扱いの料金といへども、国民の利用するものでございすから、これが適正な料金でなければいけないことはもちろんでございます。たとえ政令で定める場合にも、いかにけんにきめるといったものではない。それは十分に慎重に国民の利害を考えてきめるものであることは申すまでもございせん。そういうような意味で、弾力的にそのときの状況に合わせられるようにというようなことを考えます。財政法におきまして、基本的な料金については必ず法律でなければいけない、そうでないものは必ずしも法律を要しないという趣旨にもなつておられますので、このいうふうな審議会としては考えている次第でございます。

○鈴木強君 これは考え方はわかりましたが、たとえば国鉄の急行料金ですね、こういったものは法定料金になつてゐる。ですから、あなたの言う

ように、書留は別に強制するものではない、はがきだつて、一種だつて二種だつて、実際は強制するものではない、本人の自由意思によつて出すわけでしょう。郵便事業そのものに公共性があるために、基本料であるがきだとか一種の手紙なんかも低料金政策をとつてゐる、その考え方と同じじゃないですか。特に、はがきを急いでやりたい、そういう国民のたのしみ「母危篤」とか「父危篤」とかいう場合、電報がもしないといふれば、そういうものは非常に公共性の強い場合がいろいろあると思ひます。これはたとえば試験の合格通知だとか、あるいは入社の試験通知とか、そういうものも日数によつては速達を使わなければならぬ、あるいは航空郵便を使わなければいけないものもございすから、そういうことから、公共性というものは速達、書留だから違ふということはないと思ひますから、それであれば、やはり国鉄事業も、これは公共企業体経営ではありますけれども、実際にはこれはやつておられる。ですから、こういう点、私はまた、そういう一総合的に日本の各企業とのバランスを考えなければならぬでしようし、そういうことを御検討いただいたならまたいいのですけれども、そうして、ある程度、これは運輸審議会もあるわけですから、これは、皆さんとできればこういう話をされる際には連係をとつてどうだろうかということもやられて、そうして将来に対してどうだろうかということだとわかつて、郵政事業だけが飛び出てやるといふことについても、ちょっと、いま非常に問題になつてゐるときだけに、少しわれわれの受ける印象というものは先ほつたような気がしたもので、それから伺つたわけですが、あなたにもう一回、感じている点をひとつ……

○参考人(小笠原光壽君) たいへんたいへん貴重な御意見を承らせていただきまして、まことにありがとうございます。私も、先ほど申し上げましたように、考えをいたしましたのは、こういうふうに考えておるのでございす。もちろん、他の公共事業においてどういふふうに行つてゐるかと

いったようなことも十分考慮に入れつつ考えているわけでございますが、これは郵政当局でももちろん御検討中のことと思ひます。私も今後なお考えてまいりたいと思ひます。

○鈴木強君 それから、来年から万国郵便条約というのが改正になつて発効するように聞いておりますが、そうしますと、これによつてまた新しいサービス提供を日本でも考えなければならぬと思ひますが、たとえば録音郵便物の取り扱いというふうなこともおそろく出てくると思ひます。それから航空書留の特別扱いですね、こういったこともわれわれちょっと情報として持つてゐるんですが、そういうような点は、今回の審議会のほうには郵政省から説明があつたでしようか。

○参考人(小笠原光壽君) たいへんこの点につきましては、別段当局から御説明を承りません。外国の――要するに、外国郵便関係の制度の、今後の制度の改正の問題については伺つておりません。

○鈴木強君 そうしますと、この審議会では、日本で扱つております外国郵便ですね、これをどうするかという点については全然触れなかつた、国際的なこともありますからどうかと思ひますが、そういうことですか。その情勢の判断というのが、その情報程度も外国郵便については全然審議しなかつたということではようか。

○参考人(小笠原光壽君) もちろん、外国郵便の状況と申しますか、そういう御説明は一部ございしましたし、たとえば、この原案における、今度の改正法律案におけるはがきの大きさの問題等、これは外国郵便のことも考慮に入れてのことでございます。ただ、いま御質問にありましたように、今後外国郵便制度がどういふふうに変わるかといったような点までは承らなかつたように思ひます。

○鈴木強君 まあ、これはわかりました。後ほどまた郵政省にお尋ねいたします。

まあ、たいへんお忙しい中をおいでいただきまして、いろいろ参考になる貴重なお話を承りました。

てありがとうございました。まあ総じて、われわれはたいへんあつかましい、差し出がましいことを申し上げましたけれども、願ひは、郵便事業がほんとうに国民の信頼を得て伸びていただきたい。そのことには、やはり郵政事業の健全な運営ですね、そうして職員待遇の向上ということが基本になると思いますので、近代化の問題等含めて、審議会がたいへん建設的な御答申をいただいたことに感謝いたします。まあひとつ、今後ともぜひ郵政事業発展のためにお力添えいただきたいと思ひます。

どうもきょうはありがとうございました。

小笠原参考人についての質問は終わります。

○委員長(野上元君) この際、小笠原参考人に一言お礼を申し上げます。

本日は御多忙のところにもかかわらず、本委員会に御出席をいただきまして、貴重な数々の御意見を賜りまして、まことにありがたく、厚く御礼申し上げます。次第であります。ただいまの御意見を十分参考にいたしまして、今後の法案審査を進めてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

本日はどうもありがとうございました。

○参考人(小笠原光寿君) ただいま委員長並びに鈴木さんからたいへん御丁寧なお話をいただきました。まことにどうも恐縮に存じます。ありがとうございました。

○委員長(野上元君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(野上元君) 速記を起してください。本案に対する午前中の審議は、この程度にとどめまして、午後一時まで休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時三十三分開会

○委員長(野上元君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

質疑のある方は、順次御発言願ひます。

○鈴木強君 午前中私が最初質問しました仲裁裁

定と予算との関係ですが、大事なところを落としてしまいましたので改めて伺ひますが、実施の時期については、仲裁裁定は裁定どおり実施するというところでしようか。そういう場合に六十六億というふうにお話しになったんでしようが、その点もう一回。

○国務大臣(郡祐一君) 仲裁裁定を政府は尊重いたします。仲裁裁定どおりに実施いたしまして、先ほど申しましたように、六十六億というのが郵政固有業務についてのベースアップでございます。

○鈴木強君 それで、電電公社から委託費として入ってまいります中には、この郵便関係の職員の給与については全然関係がないのですか。

○政府委員(浅野賢澄君) 委託費として電電からいただきますものは、これ以外に約二十五億いた

だくことになっております。

○鈴木強君 それはわかりますけれども、その二十五億は郵便事業の従業員には関係があるんでしようか、ないんでしようか。

○政府委員(浅野賢澄君) 電信電話に従事してお

ります交換手とか、こういった人たちが並びに若干は総合的な共通面に持ち分だけ入っておりますわけ

でございます。

○鈴木強君 そうすると、郵便と電電の委託業務を兼務しておられるような人がおるわけですね、三、七であるか、あるいは六、四であるかわかりませんが、そういう分については、郵便事業としての六十六億のほかにそういうものが入ってきて、合計ということに理解してよろしうございます

ね。

○政府委員(浅野賢澄君) さうでございます。

郵便分担のほうは一切郵便のほうでまかなうことになっております。

○鈴木強君 わかりました。それから大臣恐縮で

すが、電電公社のほうですね、いま言った委託業

務との関係もありますが、裁定は国会の承認、議決は必要なくて、予備費の流用で完全に四月から実施する、予算的には心配ない、こういうふう

に確認しておいてよろしいのでございましょうか。

○国務大臣(郡祐一君) 電電公社につきましても十分検討いたしました。そして可能であるという結論に十分達しております。

○鈴木強君 私はこれから質問をいたしますが、

同僚の皆さんがすでに質疑を終わっている点もあ

ると思ひますから、もし重複する点はもうそれこ

そ簡単にあるいは、それはお答えしております

というぐあいであつてよろしいですか、もし重複する

点はそういうふうな処理をしていただくことにし

て、若干の質問をしたいと思ひます。

まず第一番に、これはさつきも審議会の委員の方

に伺つたんでありますが、郵政大臣の、これから

五カ年間はだいたいようぶだという御意見がある

わけですね。しかし一方では、審議会の答申は、

三カ年を見通してやつておるわけでございますか

ら、そこに、いまこれからの経済の変動というこ

とも不確定要素として出てくるわけですから、そ

ういうものをあわせて見ますという、大臣のお

おっしゃった点について、多少われわれは疑義を

持つわけですね。その点もう一回念のために、大

臣どうなんでしょう、だいたいようぶなんでは

か。

○国務大臣(郡祐一君) 二・八・八の引き上げで五カ年間の収支の見込みを立てます一番基本にな

るのは、やはり物の点だと思ひます。そして物の

点について、確かに手固く見ますという考え方

で、郵政審議会もいろいろ御検討いただきました。し

かし、郵政省として、政府といたしましては、い

ままでの数年のような著しい増加は見得ないとし

ましても、五カ年平均で推移してまいらうというこ

は、これは相当手固く考えましても可能な事柄で

ある。そのほかに人件費、物件費について歳出の

面でもいろいろ考えなければいかぬ点もあると思

ひます。で、ある意味では、いよいよ七月から

実施いたすと思ひますと、さらに確かな見通しを

つけなければいけないと思ひます。ござい

ますだけの努力——むしろ、もうちょっと私は物の増加が期待できるんじゃないかと思つております。そうした歳入と歳出の見込みを立てますと、私は五カ年間は維持できるし、これはまた、五カ年間維持できるという前提で一切の努力をし、また機械化その他の計画も立ててまいる、こういうぐあいに考えています。

○鈴木強君 これは大臣、ひとつ明らかにしても

らいたいですけれども、答申が、三年間で一千

百億の赤字になるということですね、それで、そ

れを充足するためにはどうしても二九・五%が必

要である。これは郵政省の資料によつて審議会は

おやりになったというところから聞くんです

よ。そうしますと、七月から実施で二八・八%と

いうことになりましたと、〇・七%はダウンしてい

るわけですね。そうなりますと、それでなおかつ

一千百億の支出増というものがまかなえるんだと

いうことになると、ちよつとおかしいじゃないで

すか。〇・七%というのはどの程度の額になるかわ

かりませんが、いずれにしても、その点が私には

疑問でならないんです。同じ支出であれば、やは

り二九・五%でやりませんか、つじつまが合

わらないだらうか、こう思ひますが、その点はど

うなんぞございましょうか。

○国務大臣(郡祐一君) 政府案をこしらえますと

に、結局、郵政審議会でも御無理のないことで、

当時郵便の財政も苦しいし、それからまた、その

当時の見通しというものはかなり固く固く見てい

かなければならぬ、これは無理ないと思ひます。

しかしながら、政府案をこしらえますときに収支

の見込みをそれぞれ立てました。したがって、郵

政審議会が立てた収支の見込みとは別に非常に違

うものではございません。しかし、収入において

も、支出においても、それぞれ新たな見込みを立

てまして、収支のバランスを考えてみたのでござ

います。したがって、数字については、いま政府

委員からお答えさせますが、各年度の収支の見込

みがそれぞれ郵政審議会のと政府案のと違ひま

るので、したがひまして、ただいまの〇・七%の

値上げ幅の減がありながら、なおかつ主たる原因は私物の増というのを申しておるのであります。それが、それ以外に収支のバランスをとりまして、そして五カ年間の合計で可能であるという見込みを立てておるわけでございます。これらの数字については、郵務局長からお答えいたさせます。

○鈴木強君 ちよつと数字の前に。私が非常にこれを固執しておるのは、あなたが、十一月の二十七日に経済政策会議で首相裁断によつてきまりましたね、七月から実施ということがきまりましたね。そのときに、三六・八％という、これは私は五年間見た場合にですよ、政府原案というのは三六・八％増収を確保せぬとつじつまが合わないというのがばくは郵政原案だと思ふのです。そういうものがすでに八月の三十日に審議会に諮問されたとするならば、その線で審議会はやるべきなんです。ところが、あなたは十一月二十七日に経済政策会議に乗り込んで、四月案、十一月案、経済企画庁との論争の中で総理は七月と裁断をされたわけでしょう。したがって、そのときに、三六・八％は高いからこれを一〇％前後調整しなさいというの、総理から発言されておるはずですよ。総理から発言されたというか、そういう意見があったと思ふのです。高過ぎると、案が三六・八％は高い。これは私は記者の情報です。から……そういう意見があったとす、だれが言つたかはあれとしても。特に総理からそういう意見があったと私は聞いております。そこで、その率は別としても、七月一日から上げるのだというのをきめたというのです。このやり方はよくは無責任だというのです。要するに、七月か六月かの論争はけつこうですよ。しかしながら、幾ら上げるかというところは、いまの行詰まっておる郵政事業を立て直すという観点に立てば、パーセンテージをきめて七月から上げるといふ、率をきめること自体が軽率ですよ。しかも、七月から、審議会にも諮問をして三六・八％の原案が出ておる、そういうことになっているやきに、十一月二十七日、審議会より先行して決定してお

る。そういうきめ方がけしからぬというのです。結局は、あなたが十一月二十七日に帝國ホテルで開かれておつた審議会に乗り込んでいって、こういうふうには政府は経済政策会議できめたからこういうふうにして下さい、こういうことをあなたが発言して審議会に協力方を要請した。だから、要するに、やり方が支離滅裂だといふのです。そして五カ年間の当初の計画が三カ年になつてしまつて、そして二九・五％上げればできるといふことになつた。〇・七％ダウンすればつじつまが合う、これは郵政省の資料でやつたはずなんです。どこで合理化して金は浮きましたから、したがって、二八・八％でけつこうです、こういうのでないと納得できないじゃないか。これを見ると、五千人も要員を切つてしまつて、そしてつじつまを合わせた場合でも、この収入に対して支出が九千六百億というものが必要であるといふふうに、ここに答申が書かれておるわけですからね。そのところは、筋を言うならば筋で理論的にわれわれが納得するような合理化をここでやりまして、〇・七％分につきましては、どういふ節約をいたしました、こういう説明が出てくれれば私は納得する。その点は、長田さんにそこで説明してもらつたら、われわれもああそうかと、そういう点で節約したかと、こういうことになる。○国務大臣(郡祐一君) 大事な点でありますし、前にも申し上げましたが、ひとつ御理解を得ておきたいと思ひます。

一つは、すでに十一月二十七日に経済政策会議を開きますまでに、十三回の経営問題合理化小委員会が継続して開かれ、小委員会から口頭での報告がありました。そして一方、十一月二十七日と言へばお察しがつきますように、四十一年度の予算の見通しをつけなければならぬ。公共料金のうち何は引き上げなければならぬかといふことをきめます。ほとんど最終の時期であります。そこで、郵政審議会からは中間報告をいたそうかといふ御意見もありました。しかし、中間報告をいたすため

に――あと十日くらいで答申が出る段階に来てお

るのに、中間報告をいたす手続のためにまたひまどる、これは避けて口頭で説明をしよう、こういうことで小委員長から詳しく御説明を聞きました。それで、十一月二十七日の経済政策会議は、それ以外に物価の問題もございました。そこで私は、郵政審議会の小委員会の報告を受けて、そしてできる限り値上げ幅を低位にするといふことは、何も郵政審議会の答申そのものを引き合ひに出しませんでも、政府がすでに公共料金についてきめた基本方針でありますから、したがって、ただいまのところ、郵政審議会の小委員会は審議の段階である、段階であるから、これからまず答申が出て最終の審議会の意向はきまるけれども、とにかく値上げをせざるを得ない状態であることは、郵政審議会からもはつきり意見を承つておるし、私もそう思う。そうすると、この際に政府としては値上げをせざるを得ないといふことをひとつ方針としてきめたい、そうしないと、すでに四十一年度の予算について大体のめどをつける最終の時期だから、したがって、値上げをするといふことと、それから値上げ幅を可及的低位に押さえるといふことだけをきめました。そのときには別に資料等、したがって、三十何％という資料も別にその際は配りませんでした。経済政策会議はおおむね口頭で申し上げまして、配りました資料も回収いたしておりますが、この場合には私のほうは資料も配りませんでした。そういう状態で、方針だけきめて、したがって、十二月九日の答申をいたした次第でございます。それで、長田君から申し上げますけれども、郵政審議会のほうも十分収支の見通しを立ててくだされしたもので、私もどもとしては、新しい収支の見通しを政府案として立てます作業にそれから約一カ月間を、その間予算の編成もございましたが、一カ月間を使つて、したがって、どこかの部分を手直ししたといふよりも、政府案そのものを新しい収支の見込みでいたしました。それはもちろん、その資料は、同じことをやるのでございますし、実際事務をやるのは郵政省でございますから、同じような材料を

使つておることではございますけれども、全く郵政審議会の収支の見込みを直したといふのでなくて、新しくこしらへた、したがって、それについてひとつ申し上げますので、お聞き取りを願ひたいと思ひます。

○政府委員(長田裕二君) 郵政審議会の最終答申におきましては、郵便料金を二九・五％値上げをして、将来三年間の収支不足を補うといふこととでございました。二九・五％値上げによりまして得ます増収見込みが千九百八億でございます。で、他方、政府の案におきましては、ただいま大臣が申し上げましたように、これは正月を越しまして、予算編成時期の直後くらいにたしか固めた記憶しておりますが、予算の作業によりまして、相当四十一年度につきましては、しつかりした詰め方が行なわれておつたのでございますが、以後五年間についての見通し等も立てたわけでございます。試みに、そのうち郵政審議会の答申と同じ年次だけについて比較いたしますと、郵政審議会の二九・五％で千九百八億に對しまして、政府案のほうでは二八・八％で千七百七十四億――二十四億だけ少なくなつております。これにつきましては、先ほども申し上げましたように、郵政審議会は十二月九日の時点の問題でございます。政府案のほうは、予算編成をほぼ終る、もう予算のほうは固まりますと前後しての数字でございますから、たとえば四十一年度の増員等におきまして、審議会の答申は概算要求の段階のものであり、政府案のほうは郵便事業につきまして四千二百二十六人の増員が固まりました数字等でございます。そのほかの経費等につきまして、若干そういう意味の最後の詰めが行なわれましたことなどからいたしまして、それだけの金額の違いも出てきたわけでございます。あとの四十四年度、四十五年度につきましては、物価の情勢等に対する見方を少し異にしておりますけれども、大体ただいま申し上げましたようなことでき上がったわけでございます。

○鈴木強君 そうしますと、大臣の、予算との関

係で十一月二十七日に、上げるか上げないかの方針をきめざるを得なかったという事はわかりました。その点は私も了解しますが、ただ、そういうことがやはり審議会のほうにいろんな影響を与えた、このことは事実だと思ふんですよ。そこで、私は郵政審議会というものをもう一回考え直す必要があると思ふのです。私は五十六億の収支が不足になるといふことは、四十年年度の予算の審議の際にわかつておつたのです。われわれはその点について非常に心配しましたが、幸いというかどうか知らぬが、積み立てた金がある、したがって、それをもつて四十年年度は充たすからということでも了承したわけです。しかし、四十一年以降のやつは非常に心配だといふことはだれしも考えておつた。ところが、そういう対策について非常に後手を打つたのではないでしようか。少なくとも、八月三十日に大臣が諮問六十号をなされるという時期が少しおそかつたのではないでしようか。そういう点が一つある。もし、もつと早目にこの審議会を開いて、ほんとうに郵政審議会の性格に基づく御審議を願うようにして、そして大体政府の予算編成がどうなつて公共料金はどうするかという基本論争ができるような段階に、答申がほしかつたのではないでしようか。それは私は、やればできたと思ふます。まあ急に赤守になつたからといふことであれば別ですけれども、この郵政事業の非常に前途困難な経営といふことについては、お互いにわかつておつたのですから、そこら辺の郵政審議会のかけ方がちよつとわれわれから見とおそきに失したのではないでしようか。また、これは八月三十日に開いてほんとうに真剣に取組めばできないこともなかつたでしようが、聞くところによると、審議会の委員といふのは非常勤で、しかもあまり手当もないですね。で、スタッフも何もなく、何か名前だけの委員会のようにな気もするのですね。それはやはり私はいかぬと思ふんですね。やはり設置法十九条に基づく委員会でございますから、あなたが私的に諮問するといふのは違いますよ。だから、委員会に對する

る経理の面とか事務局の面とか、そういう点も十分めんど見るといふか、整備して、そして委員の報酬等についても私はやっぱり世間並みのお手当を出して一生懸命やったりやつてもらうといふことにせぬと、会社の社長さんだとか、重役だとか、大学の教授とか、これを見ると、ありますけれども、そういう方々もけつこうでなければ、もう少し経済的な面もあわせて考えて、やはり審議会といふものをほんとうに活動できるようにしなければいかぬと思ふますがね、これはこれからあの問題ですから、大臣の御所見もそういう意味で承つておきたいのです。結論としては、やはり審議会への諮問の時期がどうもそういう点から見とおそきに失したのではないでしようか。そのことがやはりわれわれに非常に誤解を与えることになつたのではないかと思ふますが、その点は反省できますか。

○国務大臣(都祐一君) 私は、確かにいま鈴木さんのおっしゃいますとおり、審議会といふものは、これは一刻もすみやかにと懇願をいたしておるわけでございますが、郵便法が早く成立し、そして、これからの見通しを立てます場合、また、どういふ形で郵政審議会のこういう点を心配してくださる方にひとつ相談に乗つていただきたいくらいに考えております。そのような意味合いで、ことに鈴木さん御指摘のとおり、五十六億という赤があいたときから、ほんとうに取り組まなければいかぬことだと思ふます。率直に申しまして、よけいなおしやりをいたしまして差し支わりますが、ございまして、いつでも撤回いたしますが、私、六月に大臣になりました、そして見たこの状態を何とかしなければならぬ、しかし、私自身が、郵政審議会にどうしましやうという決心がなかなかつかない、これにしばらくの時間がかかりました。それから、かりに私がその間に料金を引き上げていこうという決心をするにしても、他の国鉄その他のそれぞれの審議機関等によります審議の状況に比べますと、一体これで審議会の答申をいただけるだけの余裕があるであらうかどうか

であらうか。しかし、考え方によれば、郵便料金は他の事業に比べてわりとめどがつけやすいから、それではお願いをしよつと思つた次第でございますけれども、もうそのときで、すでにおそいくらいで、非常に御無理をお願いして、御指摘のように、審議会の途中で政府の方針をきめるというより、率直に申し上げて私は、審議会に對しても十分な御審議をお願いし、また、政府としてもういふ決心だといふことを申し上げ、材料も提供することが必要だ。しかし、私は近ごろこういうことを考えております。郵政省のようない仕事をやつておられますところの審議会には、むしろ、おしやるように、手当のほうはどうにか存じませんが、ただ審議会自身が自分でこういう材料を集めたいといふときには、あるいはそういう材料を集めたいとする事務局的なもの、これは郵政省内であつても、郵政省の本省の事務をやつてゐるところ以外に、審議会の意向を受けて、必要な資料は全く審議会の意向に沿つて集めるくらい余裕と能力を持ったものを置くといふようなことが将来どうしても必要であらう。そして、それをとるならぬは別として、しかし、重要な、省として考えるものとも違つた材料に基づく違つた結論が出てくれば、それは非常によい参考になるのではないでしようか。そんな審議会の動かし方をいたしませんと、合理化の答申も出た、保険のなにも出た、貯金も出た、一応これで郵政審議会は用済みだといふことではない、そういう意味合いで、先般も当委員会でも共通事務について一体どう考えるかといふようなお話がございましたとき、今度新しい段階における審議会へのお願ひのしかた、また、これの活用のかたといふのは、十分ひとつ考えさせていただきますと思ひます。

○鈴木強君 よくわかりました。私は、もちろん、一面におきましては、大臣の政治的な手腕と相まって、裁断になつたといふことは考えながら、なおかつこういふことを言つてゐるのです。ですから、審議会そのものが有名無実のようになつて

になつてもいけないわけであつて、これがただ単なる諮問機関ではないわけですから、私はいまの大臣のお考えに全く賛成です。そういう意味において、独自の立場においてときには活動できるということにいたしませんと、みんな郵政省の資料を使つてやるということでは能がないと思ひますから、そういう点の大臣の御所見はわかりましたので、ひとつそういう点をすみやかに確立できるように御配慮いただきたいと思ひます。

まあ、こういうわけで、いよいよ二八・八%が決定して審議してゐるわけですが、そこでいろいろと私は伺いたいことがありますが、時間の関係もあるから、一つは、この答申を見ますと、今後の事業の合理化といふことについてもかなり積極的に推進をしてみたいといふ論議がございまして、その片面、ちよつと私はこの答申の中で気になるのは、利用度の低い郵便局の設置を差しひかえ、過剰と認められるサービスを再検討すべきことも論ぜられた。、こういうふうにして述べております。このところが非常に問題で、たとえば簡易郵便局等は、お尋ねしますが、いま毎年どの程度ふやしておられるのか、そして、簡易郵便局といふのは、言うならば、あまりもうからぬのではないかとと思ひますが、収支を度外視してやらなければならぬ公共事業としての郵便事業ですから、そういう意味で、毎年かなりの数をふやしてゐると思ひます。むしろ最近、簡易郵便局をどこかやつてくれないかという売り込みまでやつてゐるやうに聞いております。ですから、そういうときに、この利用度の低い郵便局の設置を差し控えるといふようなことについては、どうも審議会の答申の中に書いてあるわけが一行のことですけれども、われわれとしては、一体公共性といふものをどういふふうな審議会は考えておられるのか、ちよつと疑問があるのです。これは小笠原さんにあえて聞きませんでしたけれども、郵政省のほうがい

おるのですか。

○政府委員(長田裕二君) 郵政審議会で料金値上げの問題を審議しております。一方では、現在のいろいろな経費の中に節約の余地があるのではないか、支出を相当洗っていくという段階の中に、郵便のサービス、過剰サービスとも言えるような部分があるのではないかと、いような観点から、いろいろ検討をされて、たとえば、いなかのほうで非常に少ない郵便物数を持つて配達に行く場所、そういうところを隔日とか二日おきの配達にしたかどうか、あるいは窓口機関についても、収支の状況などが相当逆さになっていなければ、いままでのような設置方針でなく、もう少し、公共性というものは十分に考えながらも、従来よりひかえ目な設置方針でいくべきではないかというよう議論などが相当出まして、ただいま御指摘のような答申になったかと思っております。まあ私もそのとおりだと思っております。置局、郵便局の今後の設置につきましては、だんだん要設置箇所との関係におきまして充足度が高くなってまいっている。これからは都市周辺の新しい発展地に重点を置いてよいのではなからうかというような、まあ気持ちもいたしているわけですが、しかし、四十一年度——答申を受けた直後の四十一年度におきましては、まだ当時の状況で要設置箇所は約千近くあったかと思っております。相当急いで設置しなければならぬというような事情のところがまだございますので、従来どおり三百局の増置ということで予算もきめてもらったわけでありまして、簡易郵便局につきましても、従来どおり年五百局というところで予算は成立しているわけでございます。今後の問題といたしましては、要設置箇所数がだんだん減っていくにつれて、総体の設置数、設置場所等について検討を加えてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○鈴木強君 特定局三百ですね、それから簡易局五百、これは予算のとき私も聞きました。ただし、この言っている利用度の低い郵便局の設置を

差し控えるという趣旨はね、これはあまりにも経費節約にとらわれ過ぎてしまつて、郵便事業本来の山村僻地におる人たちに公共の便益を公平に与えていくという大原則があるわけでしょう。それは損するところと得するところとあつていいわけですね。そういうところこそ、もし採算が合わない場合には、何かふりして一般会計から補充してもらふなりしても、国民はこれは文句言いませんよ。人間生まれたて山の上に生まれたわけでもないでしようし、僻地に生まれたわけでもないです。ですから、東京に生まれようが、いなか生まれようが、郵便事業というものを公平にやつぱり便益を供与してもらふということは国民の権利ですよ。それを、やはり相反するような立場に立つてこの答申の中の文句というのは私は耳にさわるというのを言つてるわけですから、それに災ひされて、皆さんが一千万のところを三百万にしたということであれば、これはたいへん問題があると思つております。そういう意味において私は伺つていのですがね。どうでしょうね。

○政府委員(長田裕二君) 現在一千万所近くありますところを、四十一年度で三百局減らすということでございますが、要設置箇所の増加の傾向は、いままでの設置していきま状況と比べますと、総体的に非常に低い増加率でございます。数年にしてほとんど充足し得るという見通しも立っているわけでございますが、ただ、今後の問題といたしまして、御指摘のような郵政諸業務のサービスの窓口機関を今後置いて、国民の利便に供するといふ問題と、それからまあ、それを比較的に経済的にやっていくというふうな問題等につきまして、省内でもどういふふうな今後やっていったらいいかという問題などは、寄り寄りまあ議論をされていくわけでございます。で、私も、先ほども申し上げましたように、いますぐにやめてしまふというところではないに、いままでのやり方、少しづつ減らしてまいりましても、現在ある需要といふものをだんだん充足していきます

充足率のほうは相当高くなつていくというよりな状態がたいだいまの状況でございます。なお、郵政審議会から先ほどの過剰サービス等について言われまして配達等につきましても、私も料金は値上げをする際にサービスを悪くしていくというところは実際問題としてできにくいというようなことも、その際に申し上げてあるわけでございます。

○鈴木強君 いろいろ言われておるが、問題は、もうからないからといって、置くべきところに置かぬというふうなことはいたしませんと、やはりできるだけ国民にみな便益が供与できるように逐次ふやしていくと、こういうふうな簡単に言つたら受け取つておいていいのですか。

○政府委員(長田裕二君) 仰せのように、公共性というものは事業の性質からしまして十分私ども留意しつつ、なお今後経済的にその目的が達成できる方法等があれば研究してまいりたい、そういうふうな方針でございます。

○鈴木強君 それから、簡易郵便局のことはいまの野上委員長がかなり前の委員会で質問をされておりましたから、私も拝聴しておりましたのでよくわかりましたが、ただ、ここでも一回伺つておきたいのは、さつき申し上げたように、かなりまあ四十一年度には五百局簡易郵便局の設置を考へておるわけですが、その際に、地方自治体ないしは農業協同組合ですか、そういうところに一応管理を委託する、そして農協なり地方自治体が、嘱託というふうな名前かどうかわかりませんが、事務員が知りませんが、人を雇つて、その人を簡易局のほうの仕事に一日五時間ぐらいですか、週三十時間ぐらいの仕事に従事させる、こういう方法を考へておると思つておる。そこで問題になるのは、賃金の決定ですね。それは地域地域によつて最低賃金も違ふでしょうから、一万五千円のところ、一万八千円のところ、いろいろあると思つておる。しかし、総じて見て、大体一万五千円くらい最低やらぬとらつぱな仕事ができないと思つた。そこで、地方自治体とか農協でその人と個人的に契約をするわけですね。労働契約を結ぶわけ

けでしよう。そして一万五千円給料をもらいますね。そうすると、その一万五千円は、郵政局から一万二千円いっても、あるいは一万六千円いっても、一万五千円というところで払つておるのか、あるいは一万六千円いつたときには多い分をやるようにしているのか、少ないときには、足りない分を市町村が出してやるのか、そういうような点はどうなんですか。どうもその辺が、最近の私は具体的な例、きょうはここで差し控えますけれども、私知つていふわけですが、その辺が明確でないように思ふますから、明らかにしてもらいたい。

○政府委員(長田裕二君) 昨年の三月末の状況で調べますと、簡易郵便局二千四百八局ございまして、その事務取り扱い者で簡易郵便局の業務に専念する者が九百六十三人、それから、ほかの業務と兼務になっておるものが千四百四十五人ございまして、兼務になっておるものにつきましては、市町村なりあるいは農協等の職員が、本来の仕事のかたわら簡易郵便局の仕事をやつておるものもございまして、正式な吏員とか事務員とかいう者もございましておる場合もございまして、それから協同組合等につきましては、役員が経営しているという場合、嘱託という形でやつておる場合等いろいろございまして、吏員などの場合には、団体から給与をもらひましてやつておるものがむしろ多くて、その場合こちらで払います手数料は団体の収入になつていくというふうなわけでございます。専務をやつておる、あるいは事務所が全く独立しているというふうなところにつきましては、しかも身分が嘱託等になつておる者につきましては、郵政省から支払います手数料が、若干の物件費等は、ある場合は除き、その個人が提供している場合はまるまる込めまして、その嘱託なり事務取り扱い者の収入になつていくと、そういう例になつておるかと思つてございまして、ただ、受託団体の内容によりまして、その事務取り扱い者の受託団体内部の地位等によりまして、いろいろな態様があるわけでございます。

○鈴木強君 いろいろあるでしょうけれども、たとえば、じゃあこういう場合はどうなんでしょう。その土地では一万五千円で契約しなさいと人が雇えない、そこで一万五千円で契約しなさい、しかし実際に——今度上がったからそういうことはないかもしれないけれども、実際に一万三千円しかかりに収入がないという場合には、役場のほうで、こっちはそういうときに知りませんよと、そういう契約になっているけれども、一万三千円しかないときにはあなたの負担ですよというふうなまた個人と地方自治体との約束をして、それでもよろしいというところで事務員になるという場合ですね、こういう場合でも郵政省は、それはやむを得ないんだ、そういう契約が成り立つたらそれでいいんだというふうに考えて許可するんですか。

○政府委員(長田裕二君) こちらから支払います手数料が一万三千円で、本人とその団体との契約が一万五千円になっているという場合の問題でございますが、その団体と個人との間がどういふふうな関係になり、どういふ規定のしかたをしているかによつてきまるかと思いますが、ただ、今回の手数料の改正によりまして基本料が大体一万一千円ぐらいになるかと思ひます。それに業務取り扱いによつて、個々の取り扱い量によつて増加する分が加わりまして、全局平均一万七千四百四十円でございます。この中には、農協等で自分のところが貯金をやつておるために貯金業務を扱わないところもございまして、貯金業務を扱うところについて見ますと、二万円をかなりこえる金額が平均でございます。それに切手の売りさばき手数料等も入りますので、ただいまお話しのようなところは非常に少ないことにならうかと思ひます。いまの団体内での取りきめ方によつて究極的にはきまるかと思ひますが、お説のような、ただいま引用されましたような例は比較的少ないのではないかとこのように考へます。

○鈴木強君 これは私は、ただ単に個人契約の問題ではなくして、そのことが郵便業務を扱うサ-

ビスの面に影響してくると思つて何つていふのですが、一万五千円ということになっておつても、一万三千円のとときには知らぬということになりますと、それは額が平均で一万七千円ですから——一万八千円としてもいいですね、平均ですから一万六千円のところもある。その一万六千円で契約しておつても、一万三千円しか手数料がないときには、これはあなたの負担でがまんしてくれというふうなことでもし契約で成り立つていくとすれば、扱う人が手数料の非常に少ないときにはばからしくなつてくる。そうすると、いろいろなことが反作用として出てくる。幸い簡易郵便局の不正事件というのは、会計検査院の指摘している限りにおいては見当たりませんが、そういうふうなことがいろいろな問題に波及してくるのではないかとこのことを憂へますからね。だからその辺は、何とか行政指導といひますか、設置する場合は地方自治体や農協との間において、郵政省はいろいろ形かにおいてやつてやるというのが筋じゃないでしょうか。

それから、もつと実態を調べてもらいたいのは、たとえば私なら私という人間が実際にやりたいていんです、簡易郵便局を。ところが、これはできないものですから、表面の名義はある地方自治体の名前にしておいて、実際にはおれが管理者だ、経営者だ、そこら辺をうまくやつておいて、その管理者がある人を雇つて、その管理者とある人との契約を結んでやろうなんというところもたくさんあるのがあるらしいんですよ。だから私は、簡易郵便局の設置については、いろんなケースが最近出ていますから、もう少しその実態を厳密に、過去のほうまで認可に際してのいろんな調査についてももう少しやつてもらいたいと思ひます。これは公開の席上ですからばかきりますけれども、そういうふうなことがあるんですよ。だから、安易に五百局なら五百局をつくるのだというところで、どうですか、どこかやつてくれませんかという調子でやるものだから、そういうものが反作用として出てくる場合がありますから、簡易

郵便局設置については、もう少し実態の把握をしてもらうと同時に、いま申し上げましたような、あなたの方の目に入らないようなことが行なわれて、本来の健全な郵政事業の発展を阻害するような面が出てきていると思ひますから、その点は今後とも、ある機会がありましたら、郵政局なりまた現場の統括局になる特定局の場合でも、嚴重にその趣旨を伝えておいて、その認可については一そう厳密な審査をする。ただ単に上がった書類だけでやるなんというところはとんでもないことです。だから、もう少し郵政局なり現場のほうで、現地の事情をよく把握して、少なくとも統括集配局なりと十分に連絡をとつてやるようにせぬと、そのほうが知らない間にそういう申請が郵政局に来ておるという場合がある。私はそれはいかぬと思ひますので、この点はひとつ嚴重に注意してもらいたい、こう思ひます。

○政府委員(長田裕二君) 簡易郵便局の設置あるいは設置されました以後の業務の運営等につきましては、単に当面の仕事がしつかり行なわれるというところばかりでなく、将来長く安定した業務の運行がなされますように、そういう環境等につきましてもだんだん留意をしまひたいように、関係部局とも打ち合わせまして、連絡をとりながらそういう方向に持つてまいりたいというふうに考へます。

○鈴木強君 それから、先般郵便切手印紙等の売りさばき手数料の引き上げの法律が通りまして、この面においては、売りさばき人の方々は喜んでおられると思ひます。もちろんまだまだやつてもらいたいという気持ちはあると思ひますが、一応この引き上げができて喜んでおると思ひますが、それとの関連で私はちょっとお尋ねしておきたいのですが、実は従来全国郵便切手売捌き組合連合会というのがございしたね。これはおそれらく民法に基づく財団法人じゃなかったと思ひますけれども、今回財団法人全国郵便切手売捌き協会というものが発足したようでございします。前にありました全国郵便切手売捌き組合連合会が任

意団体であつたかと思ひますが、それを民法上財団法人として、郵政大臣の認可によつて全国郵便切手売捌き協会というものができた経過がよくわかりませんので、これを認可した郵政省として、なぜその全国売捌き組合連合会というものをこのように改変したのかというこの理由をまづ……

○政府委員(長田裕二君) ただいまのお話のように、全国の切手売りさばき人の任意組合としまして約半数近くが全国売捌き連合会をつくつておつたわけでございますが、その全国売捌き連合会あるいはまた地方の売りさばき人の小さな団体等から、郵政事業の普及宣伝に協力して利用者に対する便益の増進をはかることも当然でございますけれども、売りさばき人の福利厚生あるいは相互救済のためにもう少ししつかりした活躍をしたい、そういうような趣旨からいたしまして財団法人を設立したいという要望あるいは申請が郵政省に対してなされておりました、省のほうといたしましてはだんだん検討中でございしたましたが、その趣旨から申しまして非常にけっこうなこととございしますし、昨年五月十七日付で財団法人全国郵便切手売捌き協会の設立を認可いたし、協会は同日付で発足した次第でございます。

○鈴木強君 これは私よくわかりませんが、定款、こういうものはひとつあつたら出していただだけませんか。それから役員構成、収支予算、事業目的、私はきょうは時間の関係がありますからそう詳しい質問はできませんが、この協会が新しく発足するに際して全国郵便切手売捌き組合連合会というところから寄付金を三百四十万八千七百八十円受け取つていますね。そして四年度の収支予算として、六百七十何万という一応予算を組んでいるようですね。これはいまの話ではよくわかりませんが、全国郵便切手売捌き組合連合会というものが解散をして、そして新しくこういう協会をつくつたとなれば、解散をしなければならぬ理由は一休どこにあつたのかということですね。そしてこの三百四十万という金を受理すると

いろいろなこともちよつとおかしいのじゃないか。解散するならば、その団体がどうも設立の目的に沿ってできないからやめるといふことであれば、それは清算すべきであつて、そんな金を三百四十万円も引き継ぐということになります。これはやはり何か問題があつて、われわれ納得できないという気がするのですが、任意団体だから活動ができないので、法人格を認めた協会にしたのかと思われまうけれども、その辺はどうなのでしょう。

○政府委員(長田裕二君) 私も当時の詳しい事情をいま十分把握しておりませんが、たしか荒捌き連合のほうがかねて希望しておりました財団法人になる、何というか、ことばはあまり正確じゃありませんが、財団法人が認可され、設立されるといふのに伴ひまして、いわば発展的解消というよりなことからしまして、財産は新しい法人に寄付し、自分は清算手続をとり解散ということになったんではないかというふうにたゞいま考へておりますが、いまあまり正確なことをよく把握しております。なおその点につきましては戻りましてよく調査してみたいと思つております。当時、関係者の間で、たゞいまちよつと御指摘になりましたような問題についていろいろ疑義があるといふようなことから、新しい法人の協会の会長等といふいろいろ話し合ひをし、私どもも若干そのお話しも聞いたことがございまして、結局妥協な形で処理されたという結論になったと記憶いたしております。さらに必要がございしたら戻りまして調査をいたします。

○鈴木強君 これを認可したのは郵政大臣でしよう。そうすると、その所管はどこになるのですか。

○政府委員(長田裕二君) 実質的には郵務局も関与いたしました。形の上では官房文書課のほうで法人を認可したわけでございます。

○鈴木強君 それでは官房長がいるから伺いたいのだが、どうもいろいろ理屈を言つておるようですが、会長を見ると成松氏、副会長に後藤、永田、

佐藤の各氏、それから常務理事に赤野氏、これはどこかの郵政局長をしておつたのじゃないかな。そういうような人たちが名を並べておるわけだ。だから、ていどのいいところ、失業救済のような外郭団体的なもののような気がするんです。これは言い過ぎでありますれば訂正いたしますけれども、こういうものはもう少し認可するに際して考へてもらつたらどうかという気がするんです。私たちが質問した場合、これこれによつて全国郵便切手荒捌き組合連合会というものがあつても役に立ちません、だからこれをどういふ理由において協会にしました、その即座に答えられるようなやつぱり態勢でないと、ますますわれわれはおかしく感ずるんだ。だからほんとうは、こんなものは通信委員会の委員くらいに、こういうものがひとつ今度できました、こういう趣旨でございまして知らしめたいいじやないですか。郵政省はそういうところをどうも十分な連絡をとつてくれないから、われわれにこうして委員会で事新しく説明しなければならぬのです。これはどこかでこういうことを聞いておれば、こういう趣旨でこういうことになりましたとわかりますが、これが全然わからないから、いつでも聞き直つたような形で質問しなければならぬのですが、こんなやつともない運賃をやつておるのはいかぬですよ。もうちよつと通信委員のわれわれには、こういう趣旨でございましてたゞいまの話しはすべきですよ。われわれもそこまでするわけですから、そういう点の御配慮を願わないと、こういう問題が委員会で質問として出てくる。だからもう少し、官房長おられるんですから、かくかくの理由においてこれはだめでした、したがつてこういうふうにして三百何十万という金を淨財としていただきました、友電社との関係はあります、この問題はいろいろ言われておるけれどもありませんとはつきり言ひなら、私どもも理解する。友電社の関係とか含めてひとつ説明してください。

○政府委員(鶴岡寛君) 私も実は詳細を承知しておりません。たゞいま郵務局長から御説明申し上げた程度のことを承知しておるわけでございます。なお、先ほど鈴木先生から御指摘のありました点は、まことに私もごもつとも考える次第でございまして。今後はお示しのような線に沿つて措置をしていきたい、そのように存じております。

○鈴木強君 率直に官房長がそう言われるから、私もひとつ今後実績を見ましてそれからにします。どうもとかく私は委員会で少し感情っぽいようなことを言ひますけれども、連絡の点で非常にまずい点があるものですから、その点ひとつこれを機会にしてよろしく願ひます。

それから、手数料が上がつたんですが、実はこの売りさばき手数料の支払ひ方法に對して二つ考えられると思ひます。その買つたときにすぐ規定の手数料を払つてもらう場合と、一応それをあと回しにして最後の日、全部売りさばいたあとの日にやるという方法と、二つあるわけですが、これは郵政省も大郵政省なんです。それから、あまりみみっちいことをしないで、できれば、売りさばき人の方にも協力してもらつておるわけですから、郵政事業のために、売りさばき人のために一番いい方法をおとりになるというのが至当じゃないかと思ひます。ところが、おたくのほうの公達第七十二号渡切郵便局会計規程というのがございまして。この第百三十七条の二に基づいて売りさばき人を持つ局、切手なんかを売る局、何というのか私は知りませんが、主管局というか、その局と売りさばき人との間で一つの協定を結ばれ、その協定の結ばれ方が一番悪い方法で、月末に売つてしまつたあとで手数料をあげますよというふうな方法を半ば画一的に指導したうらみがある、これはどうですか、そういうふうなことを指導したことはないですか。

○政府委員(淺野賢澄君) たゞいまやつております方法といたしましては、むしろ先生がおつしや

いたしました方法で、売りさばき人の皆さん方に御都合のよいような形にいたしております。たゞいまといたしましては、切手を買いに來られたときに手数料だけ差し引きまして、そして手数料分は先に差し引いた分として切手を買つてもらう、こういうことをたゞいまとしております。ただし御希望があつたときに、話し合ひによつて月まともでもどういふ方法でもそれはまともにお支払いするということでもけっこうです、こういうふうにいいたしております。これは郵政事業特別会計規程第三十八条の中にそういうふう書いてあります。むしろいま先生のおつしやいました方法そのままで規則に出ております。

○鈴木強君 これは一つの具体的なことを省きますが、こういうのが指導的に流されておるようについて思ひます。切手類売りさばき手数料の支払ひに關する協議書というのを当該局長と売りさばき人の間で結んでおるわけですよ。内容を見ると、さつぱり言つたように、郵便局長を甲とし、売りさばき人を乙と稱して、事務手続簡素化のために、毎月、月単位に一括して精算して支払ひことを承し、ここに協定する、本書は二通作成しおのおのこれを保管するといふようなことをやつておるのです。これは毎月、月単位にやるという、一括精算するといふことは事務簡易化のためにやるのだと、こういうことは事務簡易化のためにやるのだと、ちよつとやつておるわけですよ。それは理屈は一応わかるわけですよ。わかるけれども、これをどういふふうにしなさいという指導をすることは間違ひであつて、それは一括にやるのがいい場合にはこれはいいでしよう。そうでなくてそのつどもらいたいといふときには、二回でも三回でもそのつど手数料をさつ引いてやるようにしないといふかぬと思ひます。だから、一度あなたの方でそういう指導をし始めたんですよ。いろいろ非難を受けて引込めたといふいきさつがあるんだ。これは事実をもつてやつてもいいよ、もしいいかげんな答弁するなら。

○政府委員(淺野賢澄君) 本省におきましては、

そういういまおつしやいましたような指導は全然

いたしておりました。おそらくどこかにおきましてそういう事実があったかと思ひます。これは取り調べまして、そういうことのないようにいたしたいと思ひます。とにかく特別会計規程の三十八条におきましてその点を明記いたしておきます。いまおつしやいましたような事実につきましては、さつそく調べまして善処いたしたいと思ひます。

○鈴木強君 では、これは特に名前だけはばかりです。宛さばき人のほうのあれもありますから、これはあとで経理局長と具体的な問題について話をしますから、ですから過去においてそういういきさつがあったというときには、これはあらためて陳謝をしてください。再びやらぬという、こういうことはそういうようにしてもらいたい。これはもう一回委員会終わったあとでやります、証拠があるから。

それから、これは最後になりますが、行政管理局から郵政事業の近代化についていろいろと御指摘がありましたね。これは先般の審議会の際にも出ておりますが、それで私はその点で少しお伺いしたいのです。これはたくさん問題点があります。久保委員も質問を予定されておりますので簡潔にしますが、まず昭和三十九年の十一月に郵政審議会からも答申が出ておりますが、行政管理局が三十九年六月、この答申の出る前に、やはり郵便業務の合理化に関する監察結果を勧告しております。それに対して郵政省は、六月十六日付新聞に對して、この勧告を受けた郵政省は、「郵便物数の急激な増加に對処し、最近の労働給付事情や技術革新のすう勢に即応して、郵便事業の技術的體質改善をはかる必要があるが、このため、まず大都市等の局内作業の早急な機械化、外務員の処遇改善によるモラルの向上、集配業務の合理化に役立つ環境整備、一般利用者の協力を得ることに努力すべきであり、」こういうことについての各項については「積極的に改善する必要がある。」という意思表示をしておられるわけです。これは新聞に出ております。

そこで、具体的に一つずつ私は伺いたいんですが、時間の關係から省略しますが、この中に「機械化促進の前提条件の整備について」、体制を整備するために郵政審議会に技術専門委員を置く、そして、その下に、国立研究機関、関係民間業者、技術関係有識者の具体的な協力を結集するというふうになっておりますが、まずこの郵政審議会に技術専門委員を置いて、その後どういうふうになるの具体的なためにやってこられたか、このいきさつを伺いたい。

○政府委員(鶴岡寛君) まず私より技術専門委員会についてだけ簡単に申し上げます。ただいまお示しのような次第で、三十九年十一月十七日に開催の郵政審議会におきまして、議長より、郵便機械化技術専門委員会を置く旨の発言がありまして、同日付技術専門委員会が発足をいたしました。そのメンバーには、たとえば評論家であるとか、日本原子力発電取締役、あるいは通信機の社長等も含んでおりますが、いわゆる技術系統の教授等三、四名をも含んでおられるわけでございます。そういうことで発足を見ておられるわけでございます。その後の活動状況につきましては、郵政局長から御説明申し上げます。

○政府委員(長田裕二君) 官房長が申し上げましたように、一昨年十一月十七日につくられて、以後三回審議をしております。昨年の一月二十九日に、機械化の現状についての検討、郵便物の規格化の検討、書状区分機の研究開発についてのいろいろな審議、現在建設中の集中処理局の構想とか設計等についての審議がなされました。第二回は昨年四月二十六日に開かれまして、コード区分機委託研究のさせ方等につきましての審議、区分機の開発方針、石浜小包局、晴海通常局の機械化の基本設計についての審議、郵便番号制度の審議がなされ、第三回は昨年七月二十九日でございます。これは郵便番号の自動読み取り機開発上の問題点の審議、そういうものがなされておられるわけでございます。

○鈴木強君 これはちょっと経過としては、三十九年の六月にこれが出来まして、そして同じ年の十一月に答申があったわけですね。郵政事業近代化に対する答申が郵政審議会からね。その前に行政監察局からの監察結果の勧告がなされたというので、今度は答申を出したこの委員会に、もう一回監察結果について、勧告についてまたもう一回諮問するというふうなことをおとりになつておられるわけですね。ですから、形としてはここにも同じようなことが書いてあるわけですね。郵政近代化に対する答申の中にも、かなり重複してあります。がね、勧告の内容がほとんどここに書いてあるわけだから。こういう意味では、もうすでに行政監察局が指摘をされて、勧告をするときには、郵政省としてもかなりその点については心配をし、特に諮問をしてこういう答申を得ておつた。だから、あまりことあらためて、勧告が出たからといって、また審議会でもってイロハのイからやり直すということじゃないんでしょ。その辺は、どういふふうに受けとめて、この専門委員会というものに審議会の中に置いたのか、その点は、官房長おらぬから、あんな……

○政府委員(長田裕二君) 郵政審議会につきましては、三十九年の一月二十七日付で、郵便の近代化について諮問いたしました。十一月に答申をいただいたのでございますが、その間行政管理局の郵便業務についての特別監察がございまして、その結果の勧告が六月十六日になされ、八月三十一日に省の回答がなされているわけでございます。そして、仰せのように重複している面も相当ございしますが、中に年賀郵便物の取り扱いとか、その他考え方の違つてゐる面も何点かはあるわけでございます。いずれも今回御提案しております郵便法の改正等に盛り込まれた近代化の一つの大きな基盤をなしているものというふうに考えております。

○鈴木強君 わかりました。ですから、特に郵政審議会のほうで審議をしなかつた部分については、これは積極的にやっていたんだが、大体あと勉強してみましたが、言っているところ

ろは同じことがありますから、そういう点は実行にどんなん移していく、そういうふうな取り運びでよろうと思ひます。それで、ずつとありますが、全部これを聞こうと思つたんですよ、ところが時間がなからそのうち一つだけ聞きますと、郵便外務員の雇用難対策というのは、これは非常に問題だと思ひます。ああいう夜も昼も、盆も正月もなく、雨の日も風の日も屋外においてやる仕事ですから、ときには大にかみつかれたり、交通地獄の中を飛び回つてゐるというところは、並みだいでいいとは思ひます。ですから、率直に言つたら、なり手がありません。よほどいい待遇をしなければ。だから特に行政監察のほうでも指摘したんだと思ひます。審議会でも指摘したんだと思ひますがね。一員具体的に郵便外務員の雇用難対策というもののについて郵政省は現在の時点においてどういふ対策をしておられるか。外務員を募集した場合に、応募者がそうたくさん来て困るということはないと思ひますがね。欠員その他について臨時者を雇うとかいうことになりまして、またこれは配達業務に支障を起すというふうなことで、たいへん困つてゐるのじゃないかと思ひますがね。抜本的に、これは政府の相当な協力がなないと、郵政省だけではできないと思ひますが、そういうふうな態勢はできておるのでございますか。

○政府委員(長田裕二君) 仰せのように、大都會の郵便外務員の採用難は相当なものでございまして、一昨年の夏あたり東京都内の外務員で五百人ぐらい欠員が出ました。これが当時の郵便の混乱の一つの大きな理由になつておつたと思つてございします。従来から郵政省としては、外務員、特に郵便外務員につきましてはいろいろな手も打つてみたわけでございます。たとえば内勤との間に以前から千四百円ぐらい、現在では千五百円の基本給の格差がございします。外務員のほうに千五百円高くなつております。その上、一昨年からさらに郵便の外務員だけににつきましては五百円の調整額を設けております。これは本俸でござい

ます。さらに、先ほど申し上げましたような採用の事態からいたしまして、大都市を中心といたしまして、これが初任給の調整額、新規採用される場合に、東京都内等におきましては月額二千八百円、十年間に大体その調整額はなくなつていく、だんだん減退していく、そういうような制度もつくつてまいりました。結局内勤と比較いたしますと、大都会におきましては四千八百円の差が採用当時は出てくる、同じ程度の学歴で四千八百円多くなつてくるということになっております。そのほか、特殊勤務手当等につきましても、道順組み立てあるいは機動車等の手当等もだんだん実施しておるわけでございますが、先般も、ほかの方からの御質問に対しまして、人事局の審議官からお答えいたしましたように、貯金、保険の募集手当等につきましては、全体の金額が多くなつていく程度スライド的に上がつていくと、郵便の特殊勤務手当については固定しているために、郵便の定額をふやさなければならぬというふうなことから、一時設置した当時はかなりよくないまでも、相対的にだんだん少なくなつていくというふうなこともございまして、これはまあ省の内部での一つの研究問題になつておるわけでございます。

なお、給与につきましてはただいま申し上げた程度でございますが、そのほか外務員の被服の質をよくするというにつきましても省内の関係の向きが非常に努力しております。大臣の御意向も受けまして、非常に努力しております。制服、帽子等だんだんよくなつておりますし、それからふだん用います機動車等につきましても、機動化は、今般の値上げ実施を前提といたしまして実施いたします五カ年計画等におきましても相当の機動化もやつております。これらも若干外務員の士気にも影響する点かとも考えております。

なお、宿舎をつくるのが非常に大事なわけでございます。大都會の内部で通勤できる外務員を確保することが非常にむずかしいでございますので、数年来全国的に募集をいたしまして、これ

を、大都會の中あるいは周辺にこちらの宿舎をつくつて、そこへ収容するというところで、国費並びに共済組合の経費によります宿舎予算は、過去一この三年か四年の間は以前とは全く比べものにならない。あわせて五十億あるいは六十億というふうな宿舎関係の予算の増額がございまして、したがって、新規採用の外務員を収容する施設もかなりふえてきている状況でございます。

○鈴木強君 いろいろな御配慮いたしておるようですが、しかし依然として相当の欠員も出ておるといふようなことですから、もう少し魅力のある何か施策をやる必要があるのじやないかと思ひます。これは、郵便事業の中で全国で何人郵便配達の方々がおられますか、そういう点と、それから内勤者との関係でむずかしいかもしれませんが、たとえば、成績の優秀な方は——というよりも、できれば私は、まあ四年なり五年、六年なりたつたら、第一線の郵便配達をやるような人たちは逐次職種がえをしていって、新しい人は、四年たつたら、五年たつたら、あるいは六年たつたらどうか内勤にのけるのだというふうな、そういうような人事管理がでないかどうか。これは内部の人との関係ですから、外部との人員構成の定数にそつちうものがあるから一がいには言えないと思ひますけれども、しかし、全部やらなくても、多少なりともやれるという向きもあるのじやないかと思ひます。何かそういう若い人たちは、電報配達でも郵便配達でもいいと、しかしおれは六年たつたら局の中の仕事もやれるのだということになりますと、かなりがんばりますよ、若い人のほうがかえつて配達するのにいいのだから。まあしかし、郵便の配達は、電報の配達と違つて、配達区分の道順組み立て等ありまして、三年、四年じやせつかく得た知識がやつと覚えた程度で、いよいよとなつて転勤されたんじや困るというふうなこともあるかもしれないが、何かそれは一つの思ひつきのような例だが、そういう若い人たちが飛びつくような仕事じゃないですよ、こ

れは。飛びつくような仕事ではないけれども、將來に向かつて何か希望の持てるような施策をやりませんと、いま言つたような、最初は二千八百円の基本給で調整しても、十年たつたらもことになるという、そんなばかな話はないですよ。やはり十年たつても二十年たつてもそういう人たちは將來に向かつて高くなつていくのだ、だからおれはやるのだという気持ちになる人もあるのですから。おとりですよ、うまいことを言つて集めておいてあとになつていつの間にかもとへ戻るといふのは、そんな人をばかにしたようなことはまずいですよ。正直言つて、そんなのは一つもよい策ではないと思ひます。ほんとうにまじめに郵政事業とともにわが生涯をという、そういう人たちが見れば、これはばかにしたやり方だと私は思うくらいですから、だから何かそういうひとつ、せつかく技術委員会でも開いてやられるのですから、外務の仕事に誇りを持つてやるといふ、そういう何か基本方針を、もう少し魅力あるものを考へてみてくれませんか。そうでなければ、十年一日のごときことであつては、これはやはり外務員はいつまでたつても集まらぬと思ひます。そういう意味で、ひとつ十分検討をしてもらいたいと思ひます。

すが、ことしの一月一日から改正いたしましたおもな点は、業務用書類が廃止されたのでございす。従来普通の書状と印刷物の間に業務用書類という取り扱いのものがあつたが、これが業務の簡素化という観点から廃止されました。書状か印刷物の両方にこれが分かれていくことになりました。それから航空書簡が別配達扱いが従来できなかったのでもありますが、別扱いができるということ、その料金を、南西諸島あては三十円、その他の外国あては七十円——これは制度の改正でございます。録音郵便物の取り扱い開始、新しく録音郵便物として比較的低价で送ることができるようになりました。それからあとは、通常郵便物の国内転送料を条約の改正によつて徴収することになりました。大体そんな改正をこの一月一日から実施いたしております。

なお、新しい条約の施行に伴ひまして、特殊取り扱い料金等が全面的に基準料金が引き上げられて、特殊取り扱いの基準料金が引き上げになりました。あるいは印刷物、商品見本、小型包装物等も基準料金が若干引き上げになります。さらに縦ぎ越し料、船や鉄道による縦ぎ越し料が陸路三三%、海路五七%の引き上げになりました。これらに関連いたしまして、なお内国郵便の料金との関係もございまして、近く外国郵便料金について若干の料金改定を行なうことにならうかというふうな考へて、ただいま案を策定中でございます。

あといろいろありますが、大体終わります。さつき小笠原さんにお尋ねしたのですが、新万国郵便条約が来年から発効するわけですが、したがつて、外国郵便の規則の改正というものは当然行なわれると思ひますが、これは郵政審議会などに諮問するといふようなことは全然考へておらぬのでしようか。どういふ構想か、ひとつこれを承りたいと思ひます。

○政府委員(長田裕二君) 一昨年の万国郵便会議で相当大きないろいろな改正がございましたが、そのうち直接外国郵便の取り扱いに影響しますものは、料金関係はまだ実施しておりませんが——内国郵便との関係もございましてまだ実施しておりませんが、それ以外につきまして条約が実施されましたのはことしの一月一日からでございます。

○鈴木強君 小笠原群島は小包郵便、これの再開と、ネパールあての航空郵便の制限の緩和というのがあつたでしよう。これはどうなりましたか。

○政府委員(長田裕二君) 万国郵便条約との関係、私ただいま条約との関係のことを主として申し上げましたからあれですが、同時に一月一日か

ら小笠原群島あてに從來小包は送ることができなかったのですが、この業務を再開いたしましたこと、ネパールあての小包郵便物が從來最高五キロまでございましたが、これを十キロまでに引き上げることも一月一日から実施いたしました。

○鈴木強君 それから最後に、特定郵便局長が労働組合をつくったという話を聞いたのですが、この事実はだれか知っていますか。

○政府委員(山本博君) 御指摘のように、ILO八十七号条約の批准に伴いまして公労法四條一項ただし書きが削除になりました結果、管理、監督及び機密の事務に携わる者も組合の結成が可能になりました。そのために、特定局長の一部約五十人くらいが労働組合を結成するということを決議いたしました。まだ法人登記その他の手続は進めておらないようですが、近くそういう運びになるように聞いております。

○鈴木強君 全部で一万六千人くらいいるのですか、特定郵便局長というのは。そのうち五十人がそういう動きをしたというのです。それで聞くところによると、ことしの五、六月ごろには新組織結成をやるという話もあるようですけれども、そういうった全国大会、要するに結成大会の準備その他いろいろ新組織を発足するか、そういうような情報は入っております。

○政府委員(山本博君) 先生御指摘のように、所管としてそういう組織を結成するという情報を得ております。私正確な月日をつまびらかにしておりませんが、六月というぐあい聞いておます。まだ正確に把握していませんので、把握したらお知らせしたいと思います。

○鈴木強君 郵政省としては、その一万六千近い特定局長は、やろうと思えば結成できるわけですね。そういう場合に、五十名程度の人がいまつくろうというところにいるのだが、これはあくまでも特定局長個人の考え方によると思いますが、ですからこれをどうこうということはないでしょうけれども、郵政省のほうで多少全国組織の結成

について好感を持っておるのか、どうもいやらしいことをしてくるなというふうに思っているのか。これは人事局長じや無理だったから、大臣からでも大臣どういふように思いますか。

○政府委員(山本博君) 大臣お答えの前に、私どもとしては、一万六千の特定局長の中で約五十人くらいが言つたそういう動きを示しているというところをどうもわかってまいすように、特にこれが大勢になるとは思っておりません。たまたま、先ほど申し上げましたように、条約の精神にかんがみまして、公労法が改正になりましたあと管理、監督及び機密の事務に携わる者が組合結成ができるということになりました以上は、省といたしましては、これに關与いたし、あるいは奨励しないしはこれを阻止するということはいはしたくないと思つております。ただ、管理、監督という地位にあります者が、それぞれ自己の勤務条件の改善ないし維持のために団結いたしましてこれをなすようなものにつきましては、私どもといたしましては、おのずから一般の職員の結成します組合の場合とは差があらうというふうな感じを持っている次第でございます。

○委員長(野上元君) 那郵政大臣、何か。○国務大臣(那桐一君) 私、組合を結成いたすと、これはどこまでも自発的にそれらの人間がいたしやることは見守る、またいつも私どもは好意を持ってものは見守つていかにやいかぬ。心して介入というよりな形にならぬように気をつけながら、そのそれぞれが健全に育っていくことをじつと好意を持って見守るという態度じやないかと思つております。

○鈴木強君 じゃ私は、久保委員だいおお待ちかねのようでございますから、まだだいあります。私の質問は留保しておきます。

○久保等君 私少し最初に監察関係の問題について若干お尋ねをしたいと思うのですが、昨年の九月の二十日の新聞紙上に伝えられた問題についてまずお尋ねしたいと思うのですが、昨年の九月の

十五日ですか、福岡の中央郵便局から赤自動車でもって南郵便局あてて発送いたしておりました小切手、それから書留、現金あるいは手形等が紛失をいたしました。総額にして約二百七十七万円、これが輸送途中に消えたということが新聞で報道せられておりましたが、このことについてその後経過等について最初にお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(山本博君) ただいま御指摘のありました福岡中央郵便局から福岡の南郵便局へ差しかけた大郵袋が一個紛失した事件は、その後郵政監察局とそれから地元の警察署とが協同いたしました。本日まで各方面の不審の事項をしらみつぶしに監察いたしておりますけれども、まことに遺憾でございますけれども、犯人が検挙できる事態まで立ち至っておりません。なお両者協同いたしまして捜査を続行中でございます。この際被害を受けた現金書留につきましては、それぞれ弁償済みでございますし、それからその他小切手、手形等の類による被害というものは全部解決済みでございます。一般利用者には迷惑をかけるというところは現在ではございません。また、この捜査の過程におきまして、それ以前にやりました事件がごうに福岡の郵便局において起こりました事件がございまして、それは迷宮入りになっておたのでございまして、その捜査の過程においてその事件が副産物として解決したということがございまして、本事件そのものについてはいまだに解決を見ておらないということは非常に遺憾に存じます。

○久保等君 全然手がかりがないというふうな御説明ですが、一体どこでその郵袋が紛失をしたのか、そのこと自体もあるいはつきりしないのかもしませんが、こういう現金あるいはこれに準ずる小切手だとか、あるいはまた手形だとか、こういったようなものの運搬について、どういふ方法で運搬しておるのですか。ただ赤自動車の中へほうり込んで完全に密閉をして運搬しておれば、途中で紛失するということはまずまず考えら

れない。そうすると、はたして積み込んだのかどうか、それからまた、現場へ行つて——持つていったことは間違いないんだが、南郵便局で積みおろしをして以後に紛失したのか、それらの場所なり時点というものについてもどの程度捜査の結果わかつておるのか、あるいはそれしたことが一切わからないのか、わからないとすると、まことにどうもわれわれ考えて奇異に感ずるのですが、そこらあたりの経緯はどうなんですか。

○政府委員(山本博君) この事件が発覚しましたきつかけになりましたのは、この郵袋の中に在中をしておりまして現金書留の利用者から申告がこの郵便を取り扱いました次の日にございまして。直ちにその郵便物の経路について調査をいたしたわけでございます。その際、この郵便物が取り扱われましたのは、福岡の局自身でこれを締め切つたわけでございます。その締め切つた郵袋を二階の郵便課から、小包課が一階にございまして、これが発着をしておりますので、小包課に渡す、小包課の発着が日本逓送の従業員に渡すという、そういう順序になっております。ところが、これは後に調査の結果判明したことでございますけれども、本来二十個あるべき郵袋が、実は十九個しか書かれていなかった。これは、その最初の郵便課で締め切るときに、一個の個数が、本来あるべき数字と実際送致書がつくられた段階においての数字が一個食い違つていたということが判明いたしました。したがって、この時点で十分数字の正確さというものが従業員の取り扱い中に粗漏があつたのではないかと一つの問題がございまして、それから、郵便課から小包課に引き渡すときに、これは十分な授受というものが行なわれておりませんでした。この点にも一つ問題がございまして、それから、小包課の発着関係者から日本逓送の取り扱い者に引き渡すときに、これも正確な授受が行なわれていなかったという、三つのポイントのところを取り扱いが正確でなかったということがございまして、この点について、全部可能性を想定いたしまして、こういう場合にはこういう部

分が非常に容疑があるんじゃないかという、その三段階について、すべての取り扱い関係者に一応の疑いがあるものとして、いろいろ捜査をいたしましたけれども、今日の段階ではまだはっきり犯人の目星というものがついていないという段階でございます。

○久保等君 まことに何か奇怪な、いま言った三段階の段階でどこか一方所がはっきり点検をしておれば、比較的盗難にかかった時点というものが明確になってくるだろうと思うのですが、いまの段階の三点のうちの段階でどうだというののはっきりわからないということのようですが、この問題を考えてみますと、何かきわめて扱い方をやっておるような印象を受けるのですが、人手が十分でなかったとか何か事情があるのか、特別何ですか、こういう三者が競合したというか、重なり合った形で、しかも結果的には郵袋が消えてしまったということで、非常にケースとしてもまれなケースではないかと思うのですけれども、何かそういう内在する他のそれらの起きた原因でも考えられるのですか、どうですか。

○政府委員(山本博君) いま御指摘がありましたように、この事件の場合は、私たちが考えますには、平常の取り扱いならばきわめてまれであろうと思うことが三つ重なったという非常に残念な事件でございます。本来ならばどこかの時点でこういうものは必ずチェックされておつてしかるべきものでございまして、たまたまこの事件の場合には、取り扱いの特に授受の関係において粗漏があった。この点につきましては、他にいろいろな当然起るべき要素というものがあつたとは思われません。主として取り扱いの不正確ということがこの犯罪の最終の明確にすることを妨げている要素だと思ひます。

なお、つけ加へさせていただきますならば、こういうような事例が起らないように、早急に私のはうと郵務局とが連絡をいたしまして、現地に於いてこの取り扱いの不備不正確ということにつ

いては十分是正をいたして、現在このようなことは再び起らないように手配をいたしておりま

す。

○久保等君 本件については、ただいまお話があつたように、ひとつ極力真相の究明をはかつていただくと同時に、こういうことの再度起らないように、ひとつ十分に対策をお考えをお願いしたいと思うのですが、次に、やはり同じ昨年の九月二十日の新聞紙上に伝えられたことですが、これは石川県の西浦の郵便局で女子の局長が、昭和三十六年の六月十六日から昭和四十年——昨年の八月の二十六日にかけて四年余りにわたつて、回数実に二百三十六回にわたつて総額三百七十八万六千二百七十円を横領したと新聞で伝えられた事件がありますが、これはもちろん新聞紙上で伝えられたことですが、監査局としてお調べになった結果の経緯、その後の処理模様等についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(山本博君) この石川県の西浦の特定局の犯罪は、この特定無集配局の女子の事務官で本間という勤続十七年七月の女性が犯した犯罪でございます。この期間は、いま御指摘のように、四年三月月間にわたりました相当長期の犯罪でございます。

その内容は、主として通常貯金を取り扱ひまして、それでこれを金を受け入れますけれども通帳づらではこれを記入しない、やり方としてはきわめて単純なやり方でございますけれども、相当大きな金額が累積したわけでございます。なぜこのように長期にわたつて女子事務官が犯罪を行なつていくことが可能であつたかと申しますと、私のほうの調査をしました結果では、たまたまいなかのほうによくある事例でございますけれども、郵便局の窓口の女性の事務官に対する非常な信頼感というものが部落の住民の中に非常に強くございまして、通常貯金の通帳をそのまま預けてしまふ、あるいはききり郵便局でこれだけの金を預けてくれ、あるいはこのくらいおろしてくれというので、通帳ごと預けてしまふということが非

常にひんぱんに行なわれていたようでござい

す。したがつて、郵便局のほうにはほとんどそういう実際の手続上というものはきわめて低額の金であるいは全然扱われていない形になっておりまして、通帳の面だけ金額が記載してあるというところがたび重なつたわけでございます。この当時すでに、こういうような犯罪を防止するために、貯金局のほうから通常貯金につきましては元利金の現在高を通知する制度を実施いたしております、したがつてこの利用者にも元利金の通知書が参つておつたのでございすけれども、それが不都合である場合は、本人のところへ持つていって、こういうのが来たけれどもどうも合わないというので、それを郵便局の局長あるいは地方貯金局、そういうところへ問い合はせるのではなくて、本人のところへ持つていく、本人がこれは郵政省側の計算違いだろうということだ、実際に自分のはうのところがしる金でそれを支払うということ、こういうことが重なつたわけでございます。

○久保等君 この女子の局長ですが、局長とどういふ関係にあつたのですか。たとえば親族、あるいは特別懇意な、広い意味での親戚関係の局長であつたのか、また、いま申し上げたように、二百三十六回というきわめて回数からいつても驚くべき長い年月の間何回もこういふ悪いことをやつておつたわけなんです、それがなかなか発見できなかったというところは一体どういふことなのか、直接にはもちろん郵便局長に監督上の責任があると思うのですが、郵便局長なりあるいはまた監察局のそれこそ監査、こういふたようなことになぜ発見できなかったのか、そういうことにつ

いて説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(山本博君) 局長との関係は、これは全くございません。ただの局長と従業員というところ、姻戚関係は全くございません。ただ同じいなかのほうでございすから顔見知りだということとはあろうかと思ひますが、その他はございせん。

それから、なぜこんなたくさんの犯罪の回数ができたかというところは、先ほどちよつと御説明いたしましたけれども、彼女の場合は部落民の信頼が非常に厚かつたということがございす。これは少しくこの事務官の個人的な問題にも入つて恐縮でありますけれども、御主人がその地方の学校の先生であるということもありまして、非常に地の元の信頼が徹底的に厚かつたということで、郵便貯金をするときは、これは郵便局まで相当距離がございす。彼女の住宅のある場所と郵便局とは非常に距離がございすので、その部落の人は、郵便局まで出かけていくのを省くという意味もありまして、彼女の自宅まで通帳と印鑑とを持つてきて、これをあした二万円預けてくれといふ、あるいはあるいはあした二万円預けてくれといふようなことで、彼女の自宅までそういうものを持つていって依頼をするということが非常にひんぱんに行なわれる。当初のうちは彼女もこれに非常に誠実にこたえていたものでございすけれども、そういうことが長く続いている間に、自分の個人的な金の必要からだんだんこれに手をつけるということになつたわけでございます。

したがつて、第三の問題でございす、なぜこれが発見できなかったかという点でございす、一つは、先ほど申し上げましたように、貯金局で実施しております元利金の現在高を通知する制度でこれが本来防止できたと思うのですが、これにつきましましては、利用者がこれをまた本人のところへ持つていって不都合というものを本人に確かめたというところでありましたので、これが表に出るということが不可能になつたわけでありま

職、司法処分は起訴猶予ということになっております。

それから五番目が、鹿児島県の鹿児島市石郵便局長の資金等横領で、これは犯行期間が二カ月で、実損金額六万七千円でございます。これも全額回収いたしております。大体はとめ置き資金あるいは渡し切り経費を横領したということでございます。これは停職一年、司法処分は起訴猶予ということになっております。

六番目が、岩手県の盛岡郵便局長の切手類売りさばき代金等の横領でございます。これは四年九カ月の期間にわたって五十八万九千円ばかりの被害を生じております。これも全額回収をいたしております。犯行の方法というのは、切手類売りさばき人に売り渡した切手類売りさばき代金というものを不正経理し、あるいはこの切手類売りさばき手数料の不正経理ということでございます。行政処分は懲戒免職、司法処分は懲役一年六カ月執行猶予三年というのがあらましくござります。

○久保等君 ただいまのこの六件は、発覚をした端緒はどういったところから発見をしたんですか。申告等もあるのではないかと思います。その点をひとつ御説明願いたいと思います。

○政府委員(山本博君) 発覚の端緒は、一番目のものは、これは貯金局から通報を受けたわけでございます。これは地方貯金局から事故として通報を受けたのがきっかけでございます。二番目は、これは部外からの申告でございます。三番目は、これも申告でございます。四番目は業務審査で発見いたしました。五番目は、これも業務審査で発見いたしました。六番目は、指定局から通報がありました。その結果調査をして発見したということでございます。

○久保等君 三十九年度の決算報告書の中に指摘せられたこれらの問題、考えてみますと、非常に私は残念だと思ふんですが、特に郵便局の最高責任者である局長みずからが犯罪を犯す、このことは一般の国民に対してどういふわけをしていいか、私は非常に同じ犯罪の中でも特別な重大な問題

題じゃないかと思うんです。もちろん局長その他の事故の問題についてもはなはだ遺憾でありますし、特にその責任はきびしく追及せられなければならぬと思ふんですが、特にこれら特定局の郵便局長自体の犯す犯罪、これは一般社会常識からいっても、私はその責任感なり、また局長という一体立場の義務感といふものが、そういったことについて何かこう非常な綱紀の弛緩、そういったようなことが特別指摘できるのではないかと思ふんですが、もちろん年々いろいろ監察当局のほうにいたしましてはいろいろ努力しておられる点、労を多とするんですが、ただこういった私が先ほど来申し上げます問題を区分けして考えますと、特定郵便局の家族、特にその家内がたいへんな長きにわたって犯罪を犯しておったというような問題、これなんかはそれこそ特定局制度そのものの根本的な問題としても検討しなければならぬ私は問題じゃないかと思ふんですが、犯罪がどうしても金額の面においても非常に膨大な金額にわたっております。もちろんいま六件ばかり指摘した問題は、これは局長みずからがやっておったという意味において、これまたたいへんな特異なケースだと思ふんですが、こういふことについては十分従来からいろいろ努力はしておられると思ふんですが、郵政当局として、こういった部内者の犯罪問題に対して、もちろん撲滅にいろいろの努力をしておられると思うんですが、こういったことについて綱紀の弛緩という問題が指摘されても弁解の余地はないと思ふんですが、どういふふうに考えておられるのか、大臣のほうからひとつ説明をお願いします。

○国務大臣(郵船一君) 綱紀の振興ということとはまことにもの根本であります。したがって、まして、絶えずほとんど第一の眼目として郵政省も行動いたしておりますし、地方の局長等集めまして、まずもっていつも繰り返し言っているのはその点であります。いまは特定郵便局長についてのお話がございましたが、これは特定郵便局制度調査会が数年前答申をいたしている、それに従って

それぞれ特定郵便局について改善すべきところは改善いたしております。すべてを通じて、犯罪に對しては、しかし手をゆるめずと、何と申しまして、広い範囲において金を扱うことでありますから、これについては絶えずいつも最重点を置き、したがって今後、監察局はもちろんでござりますが、郵政省全体が協力して、私よく申すのであります。監察は監察という面でも、しかしながら、それぞれの業務のほうを見ておる場合に、いつでも協力をして、すべてが一つの重点は犯罪の防止、綱紀の振興にあるのだという考え方をいたしておりますが、今後さらに徹底させることにいたします。

○久保等君 先ほど指摘をいたしました静岡県七間郵便局長の細君の犯した犯罪、あるいはさかのぼればずっと前に広島県のほうでもやはり郵便局長の細君が、あるいはまた東京の南品川の郵便局では局長の姉が、いずれもきわめて金額の点においては何千万円という膨大な金額を横領しておった事実があるようにあります。特に特定郵便局の場合には家族ぐるみ局員であるといったような事例もそう珍しくないようにあります。現在特定郵便局の中で、そういった家族等を局員とし、あるいはまた家族ぐるみ局員になつていて、そういったようないわば家族局員とでもいうような局員というのは全国でどのくらい現在あるのですか。

○政府委員(山本博君) ただいま御指摘になりました局長数といたしましては、特定郵便局の中で家族従業員が在動しております郵便局といたしまして、最新の四月一日現在におきまして集配無集配合わせまして総局数一万五千九百九十四、うち該当局が六千三百三十二、その比率は四一・五%でございます。なお、従業員の数で申し上げますと、同じ四十四年四月一日現在におきまして集配無集配合わせまして特定局全従業員が十三万五千六百四十人おりますが、そのうち家族従業員といふものが八千四十二人で、パーセンテージは五・九%でございます。なお、参考までに、この従業

員数の中には特定郵便局長は含まれません。また、家族従業員とは、局長の配偶者、それから三親等内の血族、二親等内の姻族でございます。局長と同一の特定局に勤務しておる職員を申すのであります。

○久保等君 全体の四一・五%、あるいは数にして六千三百局という、たいへんな家族従業員の局があるということになるんですが、局員の採用等について、こういったことについて郵政当局としてどういふ手を打たれておるのですか。特に最近のその数の面から見た傾向、趨勢といったようなものを御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(山本博君) 先ほど監察局長からお答えいたしましたように、私もさういいたしましては、家族従業員が職務の運営上必ずしも悪い面だけではないと思ふんですが、またあわせて、ある局に家族従業員が集中するというところにつきましては、注意すべき点があるということを認めまして、特に少数の局におきまして、全局員が家族従業員であつたりすることのないように、また、そういった局におきましては、つとめて通勤可能な局に配置転換する等の措置を講じております。

なお、ただいま数的に示せたいとお話でございますが、先ほどあげました局長数から申し上げますと、在動します局長が、四十四年四月一日現在におきましてはパーセンテージとして四二・五%でありましたものが四一・五%にことしの四月一日は下がっておりますし、また、局員の数におきましても、昨年の四月一日には六・六%でありましたものが五・九%というぐあいに下がっております。この見ましても、その努力のあらわれが少しずつ結果としておるということが言えると思ふます。

○久保等君 辺陲の地における特定郵便局で局長の家族を局員に採用せざるを得ないという事情は、私もわからないではないんですが、ただ、いま御説明がありましたように、全体の四〇%をこえる局長、あるいはまた、人員にいたしましては八千人あるといふ数字からいって一段とまなくふやを要

する面があるのではない。一がい家族従業員があまりよくないというのを私も申し上げるわけではないのですが、しかし、考えてみますと、どうしてもやはり、局長の家族ということになりますと、局員間における感情的な問題、あるいはまた実際の仕事の面から見ても、やはり他の家族以外の局員から見れば、局長の家族の局員に対しては二目三目というものは人情だと思ふ。特にいなかの、どちらかといえば辺陲の地における土地の風俗あるいは習慣等からいっても、そういった関係ができることは、これはまた想像にかたくないと思ふのです。そういうことは局務の運営からいっても思わしくありませんし、また、先ほども申し上げましたように、普通の局員であつたら、同じ犯罪を犯すにいたしましても、そんなに大規模な、あるいはまた長期にわたつて事故が起きないと思はれるものが、局長の奥さんであるとか、あるいは局長のねえさんであるとか、そういったような立場にありますと、いわば実質的な局長という形になって、したがつて、犯罪が長期にわたつて、膨大ないろいろな損害を及ぼすような問題を引き起こすことにならうかと思ひますが、そういった点からいって、できる限り家族従業員は原則としてこれは認めない、しかし、実際問題として要員が確保できないという事になってまいりますれば、もちろんそういったことも考慮しなければなりません、むしろ原則的には家族局員は採用しないのだというくらいの方針をとつてしかるべきじゃないかと思ふのですが、もちろん現在従事しておられる方々につては直接どうこうということをし申し上げておるわけじゃないのですが、ただ将来のあり方としてそういう方向に漸次持つていくべきではないかと思ふのですが、その点人事局長の見解を聞きたい。

○政府委員(會山克巳君) 先生御指摘のいろいろ不都合な点も確かに結果するという面が、現状として出てくるわけでございます。したがつて、私どもといたしましては、そういう点も考慮いたし

まして、先ほど申し述べましたが、配置転換等によりましてできるだけ家族従業員の一局に集中することを避ける。さらにはまた、このこと自体が普通局と違ひましてなかなか転動できないことによりまして、先ほど鈴木先生からも御指摘がありました、士氣鼓舞の点から見ても御考慮の必要があるかと思ひますので、そういう点から申しましてもなるだけ集中しないように努力してまいりたいと思ひます。

○久保等君 さらに監察局長のほうにお尋ねしたいと思ふのですが、郵政犯罪事故は、何といつても現金あるいはまたこれに類する金品の取り扱ひをいたしますだけに、なかなか犯罪の絶滅を期することはむずかしいと思ふのですが、部内者による犯罪問題につきましては、これは一そう自戒をしてまいらなければならぬ点があると思ふのですが、部外者による犯罪事故もきわめて多数でありますし、またこのほうは最近の趨勢を見てもあまり減少しておると一がいに言い切れない状態にあるのではないかと思ふのですが、この犯罪の最近における趨勢等はどうか状況にありますか御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(山本博君) 犯罪全体といたしましては、最近三年間、逐年減りつづいてございます。減りつづける原因は、主として郵政部内の犯罪が減つておることでございます。たとえば昭和四十年年度の犯罪総計では、三十九年度に比しまして一四％の減少ということになっております。この点では非常に喜ばしい。郵政部内の数年間の努力が少しづつ実りつつあるのではないかと一いふふうに考へております。ただ、ただいま御指摘のありましたように、部外の犯罪というものは必ずしも減少いたしておりません。この点は、郵政事業が国民へのサービスの主眼といたしてござりますので、サービスの度合いというものと取り扱ひの手続の非常にとまかいとところまで厳格に要求するということとの兼ね合いが相当でございます。サービスをよくするために手続を緩和するということとにつけてこまれて起つておる犯罪も最近においては相

当でございます。この点はいわば二律背反でございますけれども、郵政事業といたしましては、防犯という面では施策を推し進めるとともに、できるだけサービスというものを、あまりやかましきくない、国民の利用をできるだけ簡便にしていく必要があるというところで、それで調和をとるためにいろいろな面で努力をいたしておるわけでございますが、その郵政事業の職員の犯罪は減つておりますけれども、部外における、特に貯金関係の窓口における詐欺取扱いのほうはむしろふえつつある形でございますが、この点につきましては、先ほど申し上げた事情もござりますので、なお関係の向きとも常々相談しながら、国民に不愉快な思いをさせないで犯罪を防止する方法というよりなことについて、何らかの研究課題として努力をしておる状態でございます。

○久保等君 それからさらに、郵便事故の申告、これもなかなかわれわれが想像しております以上に膨大な数字に年々のぼるようですが、郵便物、特に現金あるいは先ほど問題になりました小切手とか、そういったようなものの紛失あるいは滅失、不着、そういったようなものについての申告が非常に数にのぼつておるようですが、これまた、最近の動向がどういう状況にありますか、お聞きをしたいと思ふのです。

○政府委員(山本博君) 国民の側から郵便事故に対する申告という形のもの、御承知のように、一〇一という申告制度がござります。この申告制度の利用という面から見ますと、最近三カ年間はやはりほとんど増減はござりません。大体年間にして八万件くらいを上下している程度でございます。これは見方によりまして、郵便の利用通数というのとは年々非常にふえておるといふ、このふえておる数字のほう、絶対数のふえ方から見ますと、申告数が必ずしもふえないというのはいい現象とも見えますし、逆に絶対数の八万というのが少しも減らないという面からだけ見ますと、もつとわれわれは努力すべき余地があるのではないかと考えております。このうち解決するものは――

解決すると申しますか、申告者の思い違ひであつたものが、約半数くらい思い違ひと申しますか、その他後になって到着した、あるいは誤配であつたというようなことで解決するものが、五割から六割のところが大體解決を見ております。その他の部分がまだ十分の解決を見ない――これはほとんど全部通常でござりますので、最終的に解決を見ないままになっておるものが相当残つております。この点については、郵務局のほうともかねがね話をいたしまして、各担当者が自分自身で責任を持つて郵便物を処理する、誤配があつたりあるいは亡失があつたというふうなことの多いように、十分の指導をお願いしているところでござります。

○久保等君 解決というのか、いまのお話のように自然解決というのか、おくれつたりといふことはまた利用者の思い違ひであつたりといふようなことが五〇％あるいはそれをこすようなお話ですが、そうすると、解決をしないですつと持ち越しておる案件が相当の数残ると思ふのですが、結局通常郵便物であるといつたことから、泣き寝入りというのか、そういった形に終わる場合がほとんどじゃないかと思ふのですが、特に係争問題になり、いろいろ紛糾しておるような案件があるのですか、ないのですか、あるとすれば、たとえば昭和三十九年度あたりでどの程度でどういう状況になっておりますか、若干具体的にひとつ御説明願ひたい。

○政府委員(山本博君) 昭和三十九年度について申し上げますと、申告件数が八万八千件ござります。そのうち六二％に当たります五万五千件は書面調査をいたしました。その結果、これは事故がないということがわかりました。いわば解決をしたわけでございます。残りの三万三千件は、一応事故があるというたてまえで、私のほうでいろいろ実査をいたしております。この実査の結果解決したものが約四千件余りござります。で、書面調査の結果と、こういったものと合わせまして申告総数の六七％が解決しておりますが、その残りのものにつぎましては、継続して調査をしておるもの

と、それから、いわば申告をしましてから相当日にちを経過して、利用者ととの間に話をいたしまして、一応取り下げていただくというような形で解決する問題もあります。約三割のもの、いわば八万件的の三割二万四千件ばかりはなお継続して実査をしておるということで、ただいま未解決ということによつて裁判あるいはその他の紛争が現在まで長引いておるといふものはございません。

○久保等君 監察でいろいろと多岐にわたつた仕事をやっておられるようですが、先ほど申し上げたような犯罪捜査の面であるとか、あるいは業務考査、あるいは業務調査、そういったことをいろいろやっておられると思うのですが、しかし特に犯罪だとか、また事故等のこれは絶滅を期していかねばならぬと思うのですが、おのずからいろいろ能力も限界があると思いますが、ただいま申し上げた三つの部門に分けて、どういったところを中心にして平生監察業務をやっておられるのか、また今後の問題等について、あるいはさらに重点を置いてやっていたいかなければならぬ問題がどういったところにあるのか、そういった監察業務の問題について總括的に若干御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(山本博君) 監察業務が発足しましてから、当分の間は郵政犯罪が非常に頻発した時期が続きましたので、監察といたしましては、もっぱら犯罪捜査ということに主力を置いてまいりまして、先ほど申し上げましたように、ここ三年ばかり以来犯罪が非常にしあわせなことに減少する傾向がはつきり出てまいりましたので、監察本来の仕事と申しますのは、ただ起こりました犯罪のあとを追いかけてこれを検査していくということだけでございまして、本年からは業務考査、いわばあとから追いかけるのではなくて、前のほうに一つの道しるべを立てるという仕事のほうに重点を置くことになつてまいりました。本年からは業務考査を、数年前までは三年ないし四年に一遍しか郵便局を考査に回ることができませんでしたが、これは犯罪に追われておつたものではな

ら、はなはだしい場合は五年に一ぺんくらいしか回れないという局もございまして、それをことしから必ず二年に一ぺんは、特定局、普通局、どのような種類の局も含めまして、二年に一ぺんは必ず業務考査をする、その業務考査も、単に非常に技術的な問題だけではなく、業務運行そのものと犯罪というものがこれは切つても切れないという犯罪との関係にございまして、ほんとうに業務運行そのものと、犯罪捜査というものと、両面かけて、将来ほんとうにいい業務運行ができるように、それをよくしていくためにはどういふ点に郵便局が力を入れたらいいかというふうな、広い意味の業務考査を行なうようにいたしましたわけにござい

ます。またまた犯罪が減つてきたということに便乗したわけではございませんけれども、犯罪をあとからではなくて、事前にさういふものが起こらないようにということに重点を置きまして、監察の重点をさういふところにことしから置いて活動していきたいというふうに考えております。

○久保等君 業務考査と業務調査、こういう何か形に大別をしてやっておられるようですが、特に業務調査というものは、どういふことを調査せられるのですか。

○政府委員(山本博君) 調査と申します概念は非常に広うございまして、各事業局が本来業務運行のために行ないますのも調査でございまして。しかし、監察が行なつております調査は、ただいま申し上げました事故の申告があつた場合に、その経路を調査するもの、これは調査でございまして、それから各事業局のほうから、さういふことを調査してもらいたいというところで依頼を受けましたときに、これを調査するもの調査でございまして、また、総合考査のほかに、ある非常に特定の項目についてだけ何か調査をしようとする、そのときの問題に際しまして調査をするということもござい

ます。

【委員長退席、理事光村基助君増席】

したがって、調査というものは、一つの年中を通じて計画を立てて調査をするということではなく

て、具体的な問題が起こつたときに調査をするというのが監察の調査ということと御了解いただければよろしいと思います。

○久保等君 それでは監察関係の問題については以上で終わります。特に郵便の問題等についてお尋ねをこれからしていきたいと思ひます。

先般国鉄の運賃が値上げになりました。当然そのことは郵便業務の上にも大きな影響があり、したがって、すでに郵便小包のごときは、これを政令によつて値上げをしたというふうなことに伴つておると思うのですが、国鉄の運賃値上げに伴つて、郵便事業の場合には当然運送費等の値上げもあると思うのですが、この国鉄運賃を値上げになつておりますか、数字で御説明願ひたい。

○政府委員(長田裕二君) 集配運送費のうち、国鉄へ支払います金額は、四十年におきまして三十億一千三百万円にございまして。少しさかのぼりまして、三十九年度二十九億八千万円、三十八年度二十九億七千万円、三十七年度に改定をいたしましたので、三十七年度は二十七億八千万円、三十六年度二十四億八千万円、さういふ推移でござい

ます。

○久保等君 四十一年度はどういふことになりましたか。

○政府委員(長田裕二君) 四十一年度につきましては、国鉄の料金改正に伴ひまして、こちら側がどの程度の値上げに應ずるかということにつきましては、まだ結論を得ておりません、折衝中という段階でござい

ます。

○久保等君 先般行ないました小包郵便のあの値上げは、総体からいって何%ぐらいの値上げになりましたか。

○政府委員(長田裕二君) 二〇%弱でござい

ます。

○久保等君 小包郵便の最近の二、三年、わかる範囲内でけっこうですが、物量、それから年間の収入と申しますか、金額を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(長田裕二君) 小包の物数でござい

ますが、三十六年度から申しますと、これは有料だけでございまして、三十六年度九千四百萬通、三十七年度一億五百万通、三十八年度一億一千三百万通、三十九年度一億二千四百萬通、四十年度はまだ確定数が出ておりませんが、一億三千万通をある程度こえておるというふうな推定されます。なお、小包の収入につきましては、三十六年度で百二十二億円、三十七年度で百四十億円、三十八年度百四十八億、三十九年度百六十四億円で、四十年度は百七十三億円を見込んでおります。

○久保等君 先ほど、国鉄の運賃値上げに伴う契約の問題については現在折衝中だというお話だったのでありますが、この契約をされる場合に、さういふ形で契約をしておられるんですか。たとえば、一年間をあらかじめ見越して、それに対して、あまりこまかい数字は別として、事前にきめてしまふのか、あるいは結果から精算的にならば、単金のよりのものを事前にきめておいて、あとは物量によつて金額を支払つてまいるというふうになるかと思ひますが、さういふ計算のしかたなり支払ひの方法はさういふ形になっておりますか、御説明願ひたい。

○政府委員(長田裕二君) 国鉄の郵便車を使うか、郵政省の所有の郵便車を使うか、あるいは託送と申しますか、その形をとるか等によつて違つてまいりますけれども、単金をきまして、それそれについて単金をきめる、キロ・キロ幾らというふうな形でやつてまいります。なお、先ほど申し上げましたように、ごく最近の値上げは三十八年度でありまして、三年ぐらいたつたところでやつておる例がさういふところが多いと思ひます。

○久保等君 次に、今度の郵便料金の値上げに伴つて、いろいろ、郵便事業の近代化であるとかあるいは機械化の計画等を実施されようといつたしておりますが、この計画について若干まず最初にお尋ねをいたしたいと思ひますが、この資料をいただきました中に、郵便物の航空機搭載という

方法を考へておられるようですが、これは具体的にはどういふ程度のことをお考へになつておられるか、もう少し詳細に具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(長田裕二君) 十月から実施を予定しております。二種、一種では定形郵便物一名前をどうするかと問題ですが、一種の定形と二種について普通扱いのものを航空機搭載にしようといふことでございしますが、まず一番郵便物の多い札幌、東京、大阪、福岡線につきましては、郵便輸送専門のチャーター機によりましてこれを運ぶことを考へております。主として郵便送達の関係から深夜運航をいたします。それ以外の地域につきましては、東京、大阪を起点といたしまして、主として日中運航いたします飛行機に託送するといふ形をとらうとしてゐるわけでございします。

○久保等君 年度によつて、五カ年計画を見ますと、本年度とたとえば四十五年度を見ると、経費の面では約倍以上になつておるようですが、これは郵便物の物数の増加を考へてこつた形になつておるんじゃないかと、サービスの面ではできるだけ大量の郵便物を飛行機でもつて運ぼうといふような計画に、だんだん五カ年の中でも初年度よりも後年度へいけばいくほどさういふ面の充実をはかつていくといふことのあらわれじゃないかと思ひますが、さういふ、たとえば三回東京―大阪の間を飛ばしてつたのを、後年度へいけば五回にするとか、あるいは六回にするとかいったようなことになつておるんじゃないかと思ひますが、ただいまチャーター機をおも立つた四カ所ばかりの間で飛ばすといふ計画があるようですが、これは一日何回ぐらいになるんですか、さういふ点の説明を若干ひとつ願ひたいと思ひます。

○政府委員(長田裕二君) 札幌―東京間は一往復、それから東京―大阪間は二往復、大阪―福岡間は一往復になるんじゃないかと思ひております。予算の際にもさういふ計画でございました。実際に

は、これから機種をきめたいいたしますので、その搭載量等によつてあるいは変更があるかも知れません。予定ではさういふことになつております。

○久保等君 ただいまお尋ねした、それからいま言つた四十一年度と四十五年度を比べた場合に、経費の面で申しますと、四十一年度は四億三千万円余り、それから四十五年度にいきますと九億一千万円余りといふふうになつておりますが、それはどういふ関係でさういふ形になつてまいりますか。

○政府委員(長田裕二君) 四十一年度は、十月一日から予定しておりますので、金額が大体半分といふことになりませんが、これが正確に半分といふことでもないような数字になつておりますのは、一つは運送がある程度減つてまいりますと、現在速達キロ・キロ二十八銭で積んでおりますものが、相当経費としては支出減になつてくるということ、それらの数字が影響いたしまして、四十一年度と四十二年度は少し変わった数字になる。以後は大体横ばいでございします。

○久保等君 さうすると、先ほど御説明のあつた区間についての通常郵便物は、全部とかく航空機でもつて輸送することと理解してよろしいわけですか。

○政府委員(長田裕二君) 時間帯にもよりませんが、大体午後から夕刻にかけて出されますものは、当然航空機搭載になるわけでございします。

○久保等君 それから次に郵便番号制度、これの内容について若干ひとつ御説明願ひたい。

○政府委員(長田裕二君) 郵便番号制度でございしますが、これは集配郵便局が全国で五千八百ばかりあります。集配郵便局それぞれに番号を与えまして、付定いたしまして、これを封筒なり、はがきなどの一定の場所に利用者に書き込んでもらひ、それによつて作業をする。手作業につきましても、現在集配局の集配区画と、市町村の区域とが必ずしも一致しておりませんが、番号をつけることによりまして、全くの初心者、未熟者でも

完全な区分ができるようになるということになりますので、これがねらいの一つでございしますが、同時に、非常に世界各國とも悩んでおります通常郵便物の自動区分を、この方法によつて実現しようといふふうに郵政省としては考へてゐるわけでございます。自動区分機は、御承知のようにいろいろなやり方があります。符号を郵便物の上に打ち込みまして、その打ち込まれた符号を機械が読み分けて区分するいき方、これは世界各國現在やつてゐるいき方でございしますが、さういふたしまして、まず符号を打つ手数が相当かかり

ます。日本人の区分速度は、外国でさういふ打ち込みをする速度とはほとんど同じでございます。外国と違ひまして、象形文字でわかりあひに区分の速度が早うございします。そこで最初にコードを打ち込みます手数が非常に惜しいわけでございします。で、まず数字を書き込んでもらつて、それを機械が読むようにいたしますと、その点だけ非常に機械の効率をあげ得るといふようなことからしまして、私も数字の自動読み取り機を有力なメーカー等に研究を委託いたしまして、現在機械、装置と相待つて開発中でございします。その機械が完成いたしますと、非常に大型な機械になりますれば、東京中野とか、大阪中野のようなくろしか配置できせんけれども、かなり小型の機械も開発できさうな見込みもあるといふようなことが言われておりますし、さうなりますと、かなり多くの局で、全体の郵便物の相当大きな割合で能率的な自動区分の処理ができるということも見込まれます。現在郵便番号制につきましては、別に機械にかけるいふのも初心者も十分な区分ができるという長所はございしますが、自動読み取り機が開発されるといふ見込みとあわせまして、この実施を考へたいと存じます。

○久保等君 確かに私はいまお話のあつたように、利用者の国民から自分でもつて、局に番号をつけておいて、その番号を信書の上へ書いてもらふ。そのことによつて、読み取り機でもつて自動的にこれをさばいていくといふことは、非常に私も能

率向の面では、よほど前進するのじゃないかという気がするのですが、ただまあ各利用者の国民の人たちがさういふ協力を実現に間違ひなく正確にやつてもらうといふことのためには、よほどこの期間を置き、またよほど周到なPRをやりたいと、なかなかさういふ徹底をしないんじゃないか。かえつて数字を間違つて書かれたりすると、これはまたとんでもないことになつたりするわけ

で、あて名と局番ですか、その局番といふものは全く同一に考へて、必ず正確な局番を書くといふふうにならなければならぬ、相当根を詰めて郵政当局で努力をしなければならぬんじゃないかと思ひますが、この計画によりまして、本年度と明年度二年間にわたつて経費等も計上して、その実施に移そうとされてゐるようでありませんが、本年度はさしたつてさういふことをやらうとされておられるのか。それから明年度は一体どういふことをやらうとされておられるのか、この内容について経費の面から御説明願ひたい。

○政府委員(長田裕二君) 本年度はその経費にもございしますように、八千八百万円だけ予算にも計上されておるわけでございしますが、これは大口利用者―東京、大阪、名古屋、大口利用者に配ります番号簿と周知費がこの内訳でございします。来年度の七億一千九百万円でございしますが、これは全世帯に番号簿をつくつて配るための経費でございします。

○久保等君 先ほど機械の開発等についても鋭意努力をしておられるようですが、見通しはいつごろで上がる予定ですか。それからいまの御説明で、本年度はさしたつて大口利用者の、来年は全世帯に對し周知をはかるといふことなんです、実際に郵政省のほうで機械が動き出して、さういふものが利用できる。また利用していくといふ実施は、いつごろをめどにしておられるのですか。

○政府委員(長田裕二君) 現在自動読み取り機の開発の研究を委託しておりますが、将来今後五カ年の計画で見込んでおりますのは、実用機は四十

四年度に五十台、お手元に差し上げました資料にもごさいますように四十四年度五十台ということでごさいます。それまでの間は、四十一年度は応用研究、四十二年は試作研究、四十三年は実用機の試作研究ということでございまして、それぞれ経費も計上してあるわけですが、番号簿を具体的に作成いたしましたのは、ことに全世帯に配付いたしました実施に進みますのは、開発の見通しのついた時期にいたしたいというふうに考えております。実は四十年度におきましても八千八百万円計上しておいたわけですが、これも、これは開発の見通しの点もございまして、四十年度は御承知の料金値上げ前非常な財政逼迫している実情でもございまして、節約の對象にいたしました。四十一年度同額を計上したわけでごさいます。できるだけ開発のほうも急いでまいりまして、見通しをつけ次第、この計画のとおりに四十二年度等におきまして、計画どおりに進めたいと、こう考えております。

○久保等君 この機械化関係等の長期計画というプリントがございしますが、まあこの経費を一部建設勘定支弁のものにし、大部分をその他支弁のものと形を予定しておるようですが、その他支弁のものというのは、おそらく借入れ金に依存をし、それから建設勘定支弁、これは当然自己資金ということになるんだらうと思うのですが、そう理解してよろしゅうございしますか。

○政府委員(長田裕二君) 建設勘定支弁のものは、これは機械の主として運搬機の系統でございします。局舎と不可分の形になっておりまして、局舎の施設勘定と同じ扱いをいたしまして、建設勘定にしているわけでごさいます。その他はこれは損益勘定支弁でございします。このその他の機械の部分につきましては借入れをすることは、ただいまのところ予想しておりません。

○久保等君 郵便局舎等のいわゆる建設勘定でやられる計画、これも資料を若干ちよくだいておられますが、よく言われる郵便局舎の建設の問題、これは相当の局数になりますから、なかなか計画

としてもたいへんだと思うのですが、大体この五カ年間に約一千局程度のものを、改築あるいは新築等をされる予定のようですが、前年度の実績が約七百局前後じゃないかと実は思っています。年々こういふ形で局舎の建設をやっておられるのですが、どうもしかし、なかなかテンポとしては必ずしもこの総体の数から見ると十分ではない、こういふふうに考えられるのですが、この局舎建築の問題については、全体をどの程度の期間で終了するつもりでおられるのか。全体的な計画をお持ちになっておられるのか、おらないのですか。

○政府委員(長田裕二君) 年々古くなり、あるいは状況が変わりまして狭くなった局も出ますので、完全に局舎関係の予算というものが要らなくなるというようにはないかとも思われまうけれども、従来非常に老朽度が高い、あるいは狭隘度が高いのはだいたい局舎等につきまして、昭和三十一年度以来、第一回の五カ年計画と申しすか、それを実施いたしまして、三十六年度から第二回の五カ年計画を進めてまいったのでございします。四十一年度からさらに五カ年の計画を進めまして、

〔理事光村基助君退席、委員長着席〕
普通局、特定局の現在老朽、狭隘を訴えておりますものは、ほぼこれは私有局舎の私費による改築も含めまして、その他互助会とそういうものを含めまして、ほぼ五カ年間で解消し得るものではないかというふうに考えておる次第でございします。

○久保等君 三十一年度から三十五年度までの局数は何局ぐらいありましたか。それから私がちよつと先ほど申し上げたように、第二次と申しますか、三十六年度から昭和四十年までの数字も、あわせてひとつお答えを願いたいと思ひます。さらに第三次というか、本年度からの五カ年計画で、いま局長の御説明のように、ほぼ完了するようない御説明でしたが、そうすると全体で何局になりますか。

○政府委員(長田裕二君) 三十一年度から三十五年度までの、ただいまちよつといま手元に持ち合

わがございせんが、三十六年度から四十年までにつきましては、全体の計画が当初新築七百十三局、増築五百四十四局、土地の買収六百九十三局で四百二十億円の目標にして立案いたしました。途中で若干金額の修正等もありまして、四百二十億円になったのでございしますが、五カ年経過後におきましては、普通局百七十一局、特定局五百五十五局、合わせまして六百八十六局、施行面積はほぼ計画どおりでございします。金額におきましては、これは当初の計画と予算の執行等若干のあれがありますから、成立予算は三百五十億円

でございしました。

○久保等君 局数は、これはたいへんな局数になるわけですが、いまのお話で第一次もちよつとわかりませんが、しかし、的確なことは類推もできかねますが、しかし、それにしてもせいぜい四、五百、それからいま御説明があった六百八十六局の第二次五カ年計画、それから第三次合わせてこれじゃ二千局から三千局ぐらいの間じゃないかと思うのですが、それで一応局舎問題は解決することになるのですか。

○政府委員(長田裕二君) 四十一年度から始めます約一千局にのぼります。国費による新築と私費等によりますものを合わせまして四十五年度におきましては、現在改善を必要といたします局舎につきましては、大体完了ができる見通しでございします。

○久保等君 そこで経費の問題になってまいるわけなんです、やはり資料でちよつとお尋ねをしておきたいと思ひますが、郵便局舎等建設計画というこの資料がありますが、この中に郵便事業負担額というものが、ずっと全体の郵便局舎等の総合計画の中における総経費、そのうち郵便事業だけの負担額というものが出ております。四十一年度の場合には九十八億約五千万円が出ておりますが、その内訳として減価償却、これは当然自己資金と言つていい種類のものだと思ひますが、さらにそれと要財調達額という形でここに計上してあるのですが、昭和四十一年度の場合には、す

でにいただいております資料によつて五十九億円ばかり剰余金を出して、これは建設勘定のほうに繰り入れるというふうな計画になっているのですが、その五十九億円というものは、一体要財調達額の中に入っているのではないかと想像されるのですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(長田裕二君) 仰せのとおり、この要財調達額は八十九億八千万の中に入っております、五十九億円が剰余金から繰り入れられ、三十億円が借入金に入っているわけです。

○久保等君 あと明年度からの四カ年については、当然これから調達しなければならぬ金額は、全部借入れ金になつていくわけだと思ひますが、要するに借金でもって郵便局舎等の建設計画をやつていくという考え方だと思ひます。そうすると約総額のうちの二割程度が減価償却費、したがつて自己資金という形ではなかつてまいる。九割程度は借金でひたつていくという考え方の上に立つておると思ひますが、私はこれは非常に考え方として理解しにくいんですが、まあ要するに非常に大幅な料金値上げをやり、したがつて、それに伴つて相当思い切つた建設を進めていくというところを、表裏一体として計画しておられると思ひますが、しかしその実態を洗つてみると、実はその建設面はほとんどすべては借金なんだと、借入れ金なんだということになりますと、このこと自体は、別に料金値上げとは関係のない計画だというふうに考えられるんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(長田裕二君) 先ほど小笠原郵政審議会委員への御質問にもございしたのですが、値上げをするに際して建設費をどう見込むかということも、審議会でいろいろ議論されて、あるいは建設費の半分程度は値上げの中に繰り込むべきではないかという議論もございしましたが、二九・五％の案のときには結局は繰り込まれなかつたんですが、四分の一ぐらいは考えておいたほうがいいんじゃないかという議論が非常に強うございしました。建設費を値上げの中に繰り込む

ことは、しかし妥当ではないんだということから、建設財源という形で入れることはできなかつたわけでございます。政府案の二八・八％につきましても、当初から建設費のために料金値上げをするという考え方はもう入っておりません。ただし、二八・八％、五カ年を通じて必要な値上げをするという結果をいたしまして、初年度は剰余金が出てくる。剰余金が出てくるにもかかわらず借り入れ金をしないで、これを繰り越すというふうないき方も、現実問題としてあまり適当でもありませんので、それを建設費に回すという結果になっているわけでございます。建設財源は、料金値上げの初めから計画して料金値上げの中に繰り込んでいくといういき方は、全般として採用されていいわけでございます。

○久保等君 先般の委員会、私こどもまあお聞きしておたんですが、経理局長のお話では、四十年度末の借り入れ金の総額は二百六十億円というお話だったんですが、そう理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(淺野賢澄君) さようでございます。

○久保等君 まあ、そうすると四十年度末の二百六十億、それからだいたいまし上げた四十一年度から五カ年間にわたって行なわれる建設勘定の費目中、いま申し上げた六百三十一億円程度になると思いますが、まあこれを封入にわたって借り入れ金でやうていこうというんですが、当然借金をすれば返していかなきゃならぬということになると思ふんですが、これの返済計画といったようなものは、どういう考え方でやろうとしておられますか。

○政府委員(淺野賢澄君) これは二十五年度の期限の三年据え置き、したがって二十二年間元利均等償還、こういう形の借り入れになるものと考へております。したがって、その線に沿ひまして三年据え置き後、年々償還期になってくるわけでございます。先般申し上げましたように、利子がほとんどそれくらいになってくる、こういう結果になるわけでございます。

○久保等君 それは、これから借金をしようという六百三十一億円についてのお話だろうと思うんですが、すでに借り入れておられます二百六十億、これはこの五カ年の中でどういう返済計画なんですか。全然返さなくてもいいですか。

○政府委員(淺野賢澄君) その五カ年の中におきましても、償還期限の到来いたしましたものは償還するように全部計画してございます。

○久保等君 それを数字をあけて、ひとつ、この五年間の金額をちよつと語ってください。

○政府委員(淺野賢澄君) 本年度四十一年度は三十億円であります、四十二年度が同じく三十億円でありまして、若干の端数は切り捨てます。四十三年度も三十億六千万円、四十四年度は三十一億三千万円、四十五年度が三十億であります。以上でございます。

○久保等君 この借金返しをしてまいらなければならぬわけですが、非常に郵政の場合には、予算の弾力性がない面からなかなかこういう計画もはたして実行できるかどうか、きわめて疑問に思ふわけなんです、特に仲裁裁定の問題も出まされて、まあこれについて当面一体どうしていくか、政府でも一応当面は支払いが不可能だということ、国会の承認を求めてまいっておるようですが、この仲裁裁定実施の問題について、郵政大臣にちよつとお尋ねしたいのですが、どういふ扱い方をしようと思つておられるのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(郡祐一君) 仲裁裁定がございました以上、これを尊重することは当然であるのであります。これを尊重することは当然であるのであります。法がいまだ成立をいたしておりません。そのために議決を求めたのであります。予算が実施できますれば、すなわち郵便法が成立をいたしますならば、百四十二億の所要額のうち、これは午後も申し上げたこととありますが、郵政の固有業務の六十億というものが支出が可能になりますので、かつ郵便法の成立は信じて疑わないところでございますが、一刻もすみやかに御議決をいた

だきまして、そうして仲裁裁定の完全な実施が可能な状態を早く持ちたいと思つております。

○久保等君 すでに手元に出されております本年度から四十五年度にかけての郵便事業の収支表というのがございまして、この数字をながめてみて、ただいまの仲裁裁定の問題、まあ金額にして郵便関係だけで約六十七億程度必要だという説明がすでになされておられますが、そういう点から見ますと、一体この収支表というのは、どういうことになってまいりますか。

○政府委員(長田裕二君) 今後五カ年間の収支表の歳出の部分につきましては、けさはともいろいろ御質問と答えがあったのでございまして、けれども、人件費につきましては中期経済計画の所得増加に即応いたしまして、一年平均七・六％、基本給七％、付加給等込みまして七・六％の増加を見込んであるわけでございます。四十一年度から四十三年度まで、四十四年度、五年度につきましては、物価安定の成果等もある程度あがるということも考へまして、定期昇給込み五五程度の増加というものを見込んでおるわけでございますが、これは五カ年全体を通じてそういうような見込みを立てたわけでございます。個々の年次につきましては、一通りの区分はしてございまして、けれども、今回の仲裁裁定が定期昇給を含みますと、一〇％になっているということ、その差額という問題は、実は今年度の予算の処理の形としてなされるわけでございます。今後どういふふうになるか、人件費の増高がどういふ趨勢で動いてまいるかという点につきましては、一面その点についていろいろ問題がございまして、さういふ点に、さらに企業努力等によりまして、歳入の裏づけとなる物数をどういふふうにふやしていけるかという問題等もからみまして、いろいろな観点からの論議はなされ得るかと思ひますが、物数のほうも相当増し得るということに相なりますれば、この五カ年の収支表は、若干の動きがございまして、総体といたしましては、大体それに近い線に持っていき得るのではなからうかというふうに考

える次第でございます。

○久保等君 こまかい数字は別として、大まかな議論だけをするにしようと思ふんですが、たとえば四十一年度で、計画によりまして、先ほどちよつと申し上げた五十九億の程度の剰余金が出、これを建設勘定のほうに振り向けてまいるといふ一応構想なんです、この剰余金は予定どおりという形に振り向けてまいれるかどうか。ここにはこまかい人件費その他のさういふ数字は出ておりませんが、大まかな議論をいたしますと、支出が四十一年度の場合には一千五百三十一億余ということになっておられますし、収入の面では一千三百四億、これが料金値上げによつて二百八十六億円ばかり増収になる、そういう計算になつておるわけなんです、この大ワキは動かなくてやうていけるという見込みなんですか。

○政府委員(淺野賢澄君) 千五百二十七億円のワキで大体おつしやいますようにやうていけるものと考へております。五十九億円の建設繰り入れも予定どおりいけるのではないかと考へます。

○久保等君 そういふことで当面やうていけるとして、三年度目の昭和四十三年度、こへまいますと、マイナス剰余金ということになつてまいるわけなんです、結局この数字の上でどうやら黒字でもつてやうていけると思われるのは四十二年、四十三年、四十三年度からは、だんだんとまた赤字が出てまいるといふことがこの数字の上では指摘できるのじやないかと思ふのですが、そう理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(長田裕二君) 五カ年を通じて、結局収入と支出、損益計算になるとはほとんど、初年度に剰余金五十九億円を建設財源に使います関係で四十三年度以降におきましては差し引き若干の赤が立つていけることに相なるわけでございますが、各年度とも総体の規模に比べまして、たとえば四十三年度におきましては千八百何十億のうちの二十三億でございます。本年度、第一年度の予算につきまして先ほどいろいろ御質問もございましたが、計画いたします際、現実

う事態になるか。少なくとも物価が逆に下がってまいるというような趨勢でもあれば、明るい一つの期待を持てると思うのですが、少なくとも現実のたたいまの状態では、一般の物価もさらに騰貴を

ませんけれども、大体の収支の見込みというものを五年においておる。しかしながら、御指摘のように五年でまた料金が上がるということは、決して望ましいことではございません。したがいまし

計画というものについて当然、借り入れ金云々ということになってくると、ひとり郵政省限りで措置できる問題ではないと思うのです。できれば、できるだけ利子も安いほうがいいということに

のです。やはりそれぞれの主務大臣が計画を持つ。しかしながら、外部との折衝の状況というのは、これは御指摘の点はもちろん大蔵大臣も参加をさせております。しかしながら、経済企画庁の

長官と主として相談をし、それに対して、大蔵大臣の關係にあるものは、大蔵大臣も協議にのせまして、そうしていただいております。しかしながら、どこまでもこういう収支の見込みというものは、それぞれの主管大臣が責任を持つものである。ただし、それについて、まあよそのことは申しませんけれども、経済企画庁の長官なり大蔵大臣との間に連絡がございませぬときは、やや無意味になる部分がありますから、そういう点は留意しながら折衝は十分いたしております。むしろ、折衝の段階というものは、御指摘のようにやっておるかといえ、十分郵政事業については、念を入れてやっておるという状態であります。しかしながら、私は、いまお目にかけている措置の五カ年の計画というものは、もう一度ほんとうに練らなければいけない。これを幸いにして郵便法の成立を早急にお願いできましたならば、私は、さつそくにいたさなければならぬことは、一つは、利用者に対しては御不便をかけずに利用願えるような対策をとります。一つは、いまの御指摘の、ほかの委員の方からの御指摘がございましたが、収支の見込みをもう少しそのときどきの新しい材料をとらえながら、経済見通しはもう少し先になりましょうが、新しい材料をとらえながら、もう少しコンクリートにしていくということが必要だと思います。また、その段階その段階において、財政当局並びに総合経済企画の關係と折衝いたすことももちろん、そういたす所存でございます。

○久保等君 まだ私の質問が残っていますが、予定がほかにありますので、きょうのところは、この程度で終わっておきます。

○委員長(野上元君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にいたします。

○委員長(野上元君) この際、連合審査に関する件についておはかりいたします。

郵便法の一部を改正する法律案について、物価等対策特別委員会からの連合審査会の開催の申し

入れを受諾することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野上元君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、ただいま御決定願いました連合審査会を、来たる六月二日午前十時に開会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野上元君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回は六月二日午前十時より連合審査会を、午後一時より逓信委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十八分散会